

全国児童福祉主管課長会議

説明資料

【別冊資料】

平成31年3月1日（金）

子ども家庭局

(別冊資料 目次)

【総務課・少子化総合対策室関係】

- (資料1) 子ども・子育て支援交付金の交付について(案) 1
- (資料2) 子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助について(案) 17
- (資料3) 子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施について(案) 39

【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等業務室関係】

- (資料1) 「放課後児童健全育成事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)
. 45
- (資料2) 放課後児童対策支援事業の実施について(案) 70
- (資料3) 「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
の実施について」の一部改正新旧対照表(案) 77
- (資料4) 「利用者支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案) 91
- (資料5) 地域子育て支援拠点事業の実施について【改正なし】 103
- (資料6) 「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について」
の一部改正新旧対照表(案) 111
- (資料7) 「子育て支援員研修事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)
. 143
- (資料8) 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」
の一部改正新旧対照表(案) 151

※ 「保育人材確保事業の実施について」の

- ・「別添6 保育人材就職支援事業実施要綱」、
- ・「別添9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱」、
- ・「別添12 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」

において、事業の対象に放課後児童クラブを拡充しているので、ご留意いただきたい。

【総務課・少子化総合対策室関係】

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表(案)

改正案

現行

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

第1条～第13条 (略)

第1条～第13条 (略)

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1運営費 (1) 基本型 ア 基本分 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,324,000円 ② 休日加算 713,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,055,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,765,000円 ⑤ 多言語対応加算 800,000円 (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 2,926,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,324,000円 ② 休日加算 713,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,055,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,765,000円 ⑤ 多言語対応加算 800,000円 (3) 母子保健型 ア 基本分 ① 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1か所当たり 8,810,000円 ② 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 4,115,000円 ※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①、②の基準額によらず、以下の基準額を適用することが	国 1/3 〔都道府県 1/3〕 〔市町村 1/3〕	

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1運営費 (1) 基本型 ア 基本分 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,300,000円 ② 休日加算 692,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,040,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,713,000円 (新設) (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 2,855,000円 イ 加算分 ① 夜間加算 1か所当たり年額 1,300,000円 ② 休日加算 692,000円 ③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,040,000円 ④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,713,000円 (新設) (3) 母子保健型 ア 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1か所当たり 8,747,000円 イ 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 4,102,000円 ※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、ア、イの基準額によらず、以下の基準額を適用すること	国 1/3 〔都道府県 1/3〕 〔市町村 1/3〕	

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																																				
		<p>ができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり年額 14,988,000円 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり年額 21,382,000円 <p>※ (略)</p> <p>イ 加算分 ① 多言語対応加算 1か所当たり年額 800,000円</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) (1)基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円 (2)母子保健型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。</p>																																						
延長保 育事業	延長保 育事業	<p>1 一般型 (1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員 20人以上)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>18,300円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>36,600円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>54,900円</td></tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td>10,200円</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>20,400円</td><td>25,800円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>30,600円</td><td>38,700円</td></tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>9,400円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>18,800円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>28,200円</td></tr> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>64,400円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>128,800円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>193,200円</td></tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,300円	2時間	36,600円	3時間	54,900円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	10,200円	12,900円	2時間	20,400円	25,800円	3時間	30,600円	38,700円	延長時間区分		1時間	9,400円	2時間	18,800円	3時間	28,200円	延長時間区分		1時間	64,400円	2時間	128,800円	3時間	193,200円	延長保 育事業 の実施 に必要 な経費	
延長時間区分																																								
1時間	18,300円																																							
2時間	36,600円																																							
3時間	54,900円																																							
延長時間区分	A型・B型	C型																																						
1時間	10,200円	12,900円																																						
2時間	20,400円	25,800円																																						
3時間	30,600円	38,700円																																						
延長時間区分																																								
1時間	9,400円																																							
2時間	18,800円																																							
3時間	28,200円																																							
延長時間区分																																								
1時間	64,400円																																							
2時間	128,800円																																							
3時間	193,200円																																							

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																																				
		<p>ができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり年額 14,988,000円 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり年額 21,382,000円 <p>※ (略)</p> <p>イ 加算分 ① 多言語対応加算 1か所当たり年額 800,000円</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) (1)基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円 (2)母子保健型 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。</p>																																						
延長保 育事業	延長保 育事業	<p>1 一般型 (1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20 人以上)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>18,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>37,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>56,100円</td></tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td>11,700円</td><td>14,800円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>23,400円</td><td>29,600円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>35,100円</td><td>44,400円</td></tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>10,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>21,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>32,100円</td></tr> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>73,800円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>147,600円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>221,400円</td></tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,700円	2時間	37,400円	3時間	56,100円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	11,700円	14,800円	2時間	23,400円	29,600円	3時間	35,100円	44,400円	延長時間区分		1時間	10,700円	2時間	21,400円	3時間	32,100円	延長時間区分		1時間	73,800円	2時間	147,600円	3時間	221,400円	延長保 育事業 の実施 に必要 な経費	
延長時間区分																																								
1時間	18,700円																																							
2時間	37,400円																																							
3時間	56,100円																																							
延長時間区分	A型・B型	C型																																						
1時間	11,700円	14,800円																																						
2時間	23,400円	29,600円																																						
3時間	35,100円	44,400円																																						
延長時間区分																																								
1時間	10,700円																																							
2時間	21,400円																																							
3時間	32,100円																																							
延長時間区分																																								
1時間	73,800円																																							
2時間	147,600円																																							
3時間	221,400円																																							

1 事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																								
	(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園	<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,342,000円</td> <td>1,034,000円</td> <td>944,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,190,000円</td> <td>1,287,000円</td> <td>1,197,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,792,000円</td> <td>3,644,000円</td> <td>3,501,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,549,000円</td> <td>4,157,000円</td> <td>4,014,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,342,000円	1,034,000円	944,000円	2～3時間	2,190,000円	1,287,000円	1,197,000円	4～5時間	4,792,000円	3,644,000円	3,501,000円	6時間以上	5,549,000円	4,157,000円	4,014,000円		
延長時間区分	A型	B型	C型																									
30分	300,000円	300,000円	300,000円																									
1時間	1,342,000円	1,034,000円	944,000円																									
2～3時間	2,190,000円	1,287,000円	1,197,000円																									
4～5時間	4,792,000円	3,644,000円	3,501,000円																									
6時間以上	5,549,000円	4,157,000円	4,014,000円																									
		イ 小規模保育事業																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>999,000円</td> <td>988,000円</td> <td>898,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,166,000円</td> <td>1,138,000円</td> <td>1,048,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,096,000円</td> <td>3,045,000円</td> <td>2,902,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,432,000円</td> <td>3,359,000円</td> <td>3,216,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	999,000円	988,000円	898,000円	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円	4～5時間	3,096,000円	3,045,000円	2,902,000円	6時間以上	3,432,000円	3,359,000円	3,216,000円		
延長時間区分	A型	B型	C型																									
30分	300,000円	300,000円	300,000円																									
1時間	999,000円	988,000円	898,000円																									
2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円																									
4～5時間	3,096,000円	3,045,000円	2,902,000円																									
6時間以上	3,432,000円	3,359,000円	3,216,000円																									
		ウ 事業所内保育事業																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>定員20人以上</th> <th>定員19人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,234,000円</td> <td>962,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,015,000円</td> <td>1,210,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,408,000円</td> <td>3,399,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,105,000円</td> <td>3,891,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	30分	276,000円	276,000円	1時間	1,234,000円	962,000円	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	4～5時間	4,408,000円	3,399,000円	6時間以上	5,105,000円	3,891,000円								
延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下																										
30分	276,000円	276,000円																										
1時間	1,234,000円	962,000円																										
2～3時間	2,015,000円	1,210,000円																										
4～5時間	4,408,000円	3,399,000円																										
6時間以上	5,105,000円	3,891,000円																										
		エ 家庭的保育事業																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>利用定員4人以上</th> <th>利用定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>414,000円</td> <td>215,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>748,000円</td> <td>399,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>1,967,000円</td> <td>1,362,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,322,000円</td> <td>2,460,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	30分	200,000円	150,000円	1時間	414,000円	215,000円	2～3時間	748,000円	399,000円	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円	6時間以上	3,322,000円	2,460,000円								
延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下																										
30分	200,000円	150,000円																										
1時間	414,000円	215,000円																										
2～3時間	748,000円	399,000円																										
4～5時間	1,967,000円	1,362,000円																										
6時間以上	3,322,000円	2,460,000円																										

2 訪問型

1 事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																								
	(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園	<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,505,000円</td> <td>1,192,000円</td> <td>1,192,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,409,000円</td> <td>1,488,000円</td> <td>1,488,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,122,000円</td> <td>3,947,000円</td> <td>3,841,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,000,000円</td> <td>4,570,000円</td> <td>4,464,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,505,000円	1,192,000円	1,192,000円	2～3時間	2,409,000円	1,488,000円	1,488,000円	4～5時間	5,122,000円	3,947,000円	3,841,000円	6時間以上	6,000,000円	4,570,000円	4,464,000円		
延長時間区分	A型	B型	C型																									
30分	300,000円	300,000円	300,000円																									
1時間	1,505,000円	1,192,000円	1,192,000円																									
2～3時間	2,409,000円	1,488,000円	1,488,000円																									
4～5時間	5,122,000円	3,947,000円	3,841,000円																									
6時間以上	6,000,000円	4,570,000円	4,464,000円																									
		イ 小規模保育事業																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,146,000円</td> <td>1,146,000円</td> <td>1,146,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,337,000円</td> <td>1,337,000円</td> <td>1,337,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,223,000円</td> <td>3,223,000円</td> <td>3,117,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,591,000円</td> <td>3,591,000円</td> <td>3,486,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円	2～3時間	1,337,000円	1,337,000円	1,337,000円	4～5時間	3,223,000円	3,223,000円	3,117,000円	6時間以上	3,591,000円	3,591,000円	3,486,000円		
延長時間区分	A型	B型	C型																									
30分	300,000円	300,000円	300,000円																									
1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円																									
2～3時間	1,337,000円	1,337,000円	1,337,000円																									
4～5時間	3,223,000円	3,223,000円	3,117,000円																									
6時間以上	3,591,000円	3,591,000円	3,486,000円																									
		ウ 事業所内保育事業																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>定員20人以上</th> <th>定員19人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>276,000円</td> <td>276,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,384,000円</td> <td>1,097,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,216,000円</td> <td>1,369,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,713,000円</td> <td>3,631,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,520,000円</td> <td>4,204,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	30分	276,000円	276,000円	1時間	1,384,000円	1,097,000円	2～3時間	2,216,000円	1,369,000円	4～5時間	4,713,000円	3,631,000円	6時間以上	5,520,000円	4,204,000円								
延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下																										
30分	276,000円	276,000円																										
1時間	1,384,000円	1,097,000円																										
2～3時間	2,216,000円	1,369,000円																										
4～5時間	4,713,000円	3,631,000円																										
6時間以上	5,520,000円	4,204,000円																										
		エ 家庭的保育事業																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>利用定員4人以上</th> <th>利用定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>525,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>942,000円</td> <td>496,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,395,000円</td> <td>1,638,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,850,000円</td> <td>2,781,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	30分	200,000円	150,000円	1時間	525,000円	270,000円	2～3時間	942,000円	496,000円	4～5時間	2,395,000円	1,638,000円	6時間以上	3,850,000円	2,781,000円								
延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下																										
30分	200,000円	150,000円																										
1時間	525,000円	270,000円																										
2～3時間	942,000円	496,000円																										
4～5時間	2,395,000円	1,638,000円																										
6時間以上	3,850,000円	2,781,000円																										

2 訪問型

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																																				
		<p>(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額) ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>193,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>386,300円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>579,400円</td> </tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>193,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2~3時間</td> <td>349,000円</td> </tr> <tr> <td>4~5時間</td> <td>606,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>862,000円</td> </tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		1時間	193,100円	2時間	386,300円	3時間	579,400円	延長時間区分		1時間	193,100円	2時間	300,000円	3時間	300,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	200,000円	2~3時間	349,000円	4~5時間	606,000円	6時間以上	862,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	200,000円	2時間以上	300,000円		
延長時間区分																																								
1時間	193,100円																																							
2時間	386,300円																																							
3時間	579,400円																																							
延長時間区分																																								
1時間	193,100円																																							
2時間	300,000円																																							
3時間	300,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	200,000円																																							
2~3時間	349,000円																																							
4~5時間	606,000円																																							
6時間以上	862,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	200,000円																																							
2時間以上	300,000円																																							
実費徴収に係る補足を 行う事業	実費徴収に係る補足を 給付を 行う事業	(略)	(略)																																					

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																																				
		<p>(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額) ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>221,500円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>443,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>664,500円</td> </tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>221,500円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>382,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>382,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>2~3時間</td> <td>446,000円</td> </tr> <tr> <td>4~5時間</td> <td>758,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,069,000円</td> </tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>382,000円</td> </tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		1時間	221,500円	2時間	443,000円	3時間	664,500円	延長時間区分		1時間	221,500円	2時間	382,000円	3時間	382,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2~3時間	446,000円	4~5時間	758,000円	6時間以上	1,069,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2時間以上	382,000円		
延長時間区分																																								
1時間	221,500円																																							
2時間	443,000円																																							
3時間	664,500円																																							
延長時間区分																																								
1時間	221,500円																																							
2時間	382,000円																																							
3時間	382,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	255,000円																																							
2~3時間	446,000円																																							
4~5時間	758,000円																																							
6時間以上	1,069,000円																																							
延長時間区分																																								
30分	150,000円																																							
1時間	255,000円																																							
2時間以上	382,000円																																							
実費徴収に係る補足を 行う事業	実費徴収に係る補足を 給付を 行う事業	(略)	(略)																																					

1 事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
多様な事業者の参入の促進・能力活用事業	多様な事業者の参入の促進・能力活用事業	(略)	(略)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $\frac{2,238,000}{19}$円</p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $\frac{4,306,000}{35}$円</p> <p>(ロ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $\frac{4,306,000}{45}$円</p> <p>(ハ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $\frac{4,306,000}{70}$円</p> <p>(ニ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)×17,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×17,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (7)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超える時間)の年間平均時間数×378,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 1日8時間を超える時間)の年間平均時間 × 170,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $\frac{2,847,000}{19}$円 (イ)構成する児童の数が1～19人の施設 1,637,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×17,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 378,000円</p>	局長通知別添1 の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)	

1 事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
多様な事業者の参入の促進・能力活用事業	多様な事業者の参入の促進・能力活用事業	(略)	(略)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $\frac{2,305,000}{19}$円</p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $\frac{4,484,000}{35}$円</p> <p>(ロ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $\frac{4,484,000}{45}$円</p> <p>(ハ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $\frac{4,484,000}{70}$円</p> <p>(ニ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)×18,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×18,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (7)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超える時間)の年間平均時間数×392,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 1日8時間を超える時間)の年間平均時間 × 176,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $\frac{2,955,000}{19}$円 (イ)構成する児童の数が1～19人の施設 1,681,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×18,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 392,000円</p>	局長通知別添1 の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)	

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		※ (略)		
		※ (略)		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略) ※ 開所準備経費については平成30年度に支払われたものに限る。	放課後 子ども環 境整備 事業の 実施に 必要な 経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 1,796,000円 (2)ア～ウ (略) (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円 ※ (略)	放課後 児童クラ ブ運営 支援事 業の実 施に必 要な経 費	

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		※ (略)		
		※ (略)		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略) ※ 開所準備経費については平成31年度に支払われたものに限る。	放課後 子ども環 境整備 事業の 実施に 必要な 経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 1,847,000円 (2)ア～ウ (略) (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 479,000円 ※ (略)	放課後 児童クラ ブ運営 支援事 業の実 施に必 要な経 費	

1 事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 (略)		(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 (2) (略) ※ (略)	1,796,000円	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 ※ (略)	559,000円	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業(その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 125,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 251,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 377,000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、878,000円を上限とする。 ※ (略)		放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期未勤務手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃料、委託料及び補助金)	

1 事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 (略)		(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 (2) (略) ※ (略)	1,847,000円	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 ※ (略)	575,000円	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業(その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 128,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 256,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 384,000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、896,000円を上限とする。 ※ (略)		放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期未勤務手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃料、委託料及び補助金)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 年間延べ日数 × 8,630円 年間延べ日数 × 4,720円 ウ 2歳未満児、慢性疾患児 ウ 2歳以上児 (略) エ 居室から実施施設等の間や、通学時等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 (2) 夜間養護等(トワライステイ)事業 ア～イ (略) ウ 居室から実施施設等の間や、通学時等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 ※ 平成30年度に支払われたものに限る。 ※ (略)	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	
乳児家庭訪問事業	乳児家庭訪問事業	(略)	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1) 一般型 ア 基本分 (ア) 3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 ・職員を合計2名配置する場合 (イ) 5日型 ・常勤職員を配置する場合 ・非常勤職員のみを配置する場合 (ウ) 6～7日型 ・常勤職員を配置する場合	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費 5,288,000円 3,917,000円 7,951,000円 4,800,000円 8,491,000円	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 年間延べ日数 × 8,640円 年間延べ日数 × 4,730円 ウ 2歳未満児、慢性疾患児 ウ 2歳以上児 (略) エ 居室から実施施設等の間や、通学時等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 (2) 夜間養護等(トワライステイ)事業 ア～イ (略) ウ 居室から実施施設等の間や、通学時等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 ※ 平成31年度に支払われたものに限る。 ※ (略)	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	
乳児家庭訪問事業	乳児家庭訪問事業	(略)	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1) 一般型 ア 基本分 (ア) 3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 ・職員を合計2名配置する場合 (イ) 5日型 ・常勤職員を配置する場合 ・非常勤職員のみを配置する場合 (ウ) 6～7日型 ・常勤職員を配置する場合	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費 5,423,000円 4,011,000円 8,152,000円 4,916,000円 8,703,000円	

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>・非常勤職員のみを配置する場合 5,682,000円</p> <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「常勤職員」を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分 (7)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,380,000円 5日型 3,255,000円 6～7日型 2,860,000円 1,419,000円</p> <p>(イ)地域支援 1,468,000円</p> <p>(2)出張ひろば 2,841,000円 1,421,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設 ア 基本分 2,841,000円 イ 加算分 1,421,000円</p> <p>(4)連携型 ア 基本分 1,863,000円 イ 加算分 468,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額(加算分も含む)ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>一時預かり事業の実施に必要な経費</p>	
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>2 開設準備経費(1か所当たり年額) 4,000,000円 (1)改修費等 1か所当たり (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。</p>	<p>一時預かり事業の実施に必要な経費</p>	

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>・非常勤職員のみを配置する場合 5,820,000円</p> <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「常勤職員」を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分 (7)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,465,000円 5日型 3,290,000円 6～7日型 2,937,000円 1,450,000円</p> <p>(イ)地域支援 1,495,000円</p> <p>(2)出張ひろば 2,909,000円 1,455,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設 ア 基本分 2,909,000円 イ 加算分 1,455,000円</p> <p>(4)連携型 ア 基本分 1,897,000円 イ 加算分 474,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額(加算分も含む)ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じることとする。</p>	<p>一時預かり事業の実施に必要な経費</p>	
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>2 開設準備経費(1か所当たり年額) 4,000,000円 (1)改修費等 1か所当たり (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。</p>	<p>一時預かり事業の実施に必要な経費</p>	

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,524,000円
300人以上900人未満	1,680,000円
900人以上1,500人未満	3,020,000円
1,500人以上2,100人未満	4,370,000円
2,100人以上2,700人未満	5,710,000円
2,700人以上3,300人未満	7,060,000円
3,300人以上3,900人未満	8,400,000円
3,900人以上	9,740,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合																		
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>1,378,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,610,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>2,900,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,190,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,480,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>6,770,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,060,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td>9,350,000円</td></tr> </tbody> </table> ※特別利用保育等対象児童を除く (イ) 基幹型施設加算 1,020,000円 イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。) (ア) 平日分 400円 (イ) 長期休業日(8時間未満) 400円 (ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円 (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (オ) 長時間加算 (ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,300円 (新設) (2) 幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分(児童1人当たり日額) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数)ー400円 (10円未満切り捨て) ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,378,000円	300人以上900人未満	1,610,000円	900人以上1,500人未満	2,900,000円	1,500人以上2,100人未満	4,190,000円	2,100人以上2,700人未満	5,480,000円	2,700人以上3,300人未満	6,770,000円	3,300人以上3,900人未満	8,060,000円	3,900人以上	9,350,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	1,378,000円																					
300人以上900人未満	1,610,000円																					
900人以上1,500人未満	2,900,000円																					
1,500人以上2,100人未満	4,190,000円																					
2,100人以上2,700人未満	5,480,000円																					
2,700人以上3,300人未満	6,770,000円																					
3,300人以上3,900人未満	8,060,000円																					
3,900人以上	9,350,000円																					

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合																		
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>1,382,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>1,695,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,091,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,407,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,763,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,119,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,475,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td>9,831,000円</td></tr> </tbody> </table> (削除) (イ) 基幹型施設加算 1,148,000円 イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。) (ア) 平日分 400円 (イ) 長期休業日(8時間未満) 400円 (ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円 (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (オ) 長時間加算 (ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円 エ 大型連体預かり対象児童(児童1人当たり日額) 2,260円 (2019年4月27日～5月6日に一時預かりを利用した児童。) (2) 幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分(児童1人当たり日額) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数)ー400円 (10円未満切り捨て) ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,382,000円	300人以上900人未満	1,695,000円	900人以上1,500人未満	3,091,000円	1,500人以上2,100人未満	4,407,000円	2,100人以上2,700人未満	5,763,000円	2,700人以上3,300人未満	7,119,000円	3,300人以上3,900人未満	8,475,000円	3,900人以上	9,831,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	1,382,000円																					
300人以上900人未満	1,695,000円																					
900人以上1,500人未満	3,091,000円																					
1,500人以上2,100人未満	4,407,000円																					
2,100人以上2,700人未満	5,763,000円																					
2,700人以上3,300人未満	7,119,000円																					
3,300人以上3,900人未満	8,475,000円																					
3,900人以上	9,831,000円																					

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		<p>(ウ) 長時間加算</p> <p>I (7) I ①及び(7) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(7) I ③、(7) II ③及び(7) I ④については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (7) I ②及び(7) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(新設)</p>		
		<p>(エ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p>1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p>		

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		<p>(ウ) 長時間加算</p> <p>I (7) I ①及び(7) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(7) I ③、(7) II ③及び(7) I ④については8時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (7) I ②及び(7) II ②については4時間を超えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(エ) 保育体制充実加算</p> <p>1か所当たり年額 1,446,200円</p>		
		<p>※ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上以上の預かりを実施していること。</p> <p>③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。</p> <p>④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p>		
		<p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p>1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p>		

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		<p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分((3)を除く)(児童1人当たり 日額)</p> <p>(ア)基本分 800円</p> <p>(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超えた利用時間が2時間未満 150円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,010,000円を上限度とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア)I③、ア(ア)II③、ア(ウ)、ア(エ)及びイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより、10,010,000円を超えた場合は、この限りでない。</p> <p>(3)幼稚園型II(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア)基本分 1,850円</p> <p>(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超えた利用時間が2時間未満 230円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 超えた利用時間が3時間以上 690円 <p>(4)余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,200円</p> <p>(5)居宅訪問型(児童1人当たり日額)</p> <p>ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用時間4時間以上 8,700円 利用時間4時間未満 4,350円 <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用時間4時間以上 11,000円 利用時間4時間未満 5,500円 <p>(6)災害特別型(児童1人当たり月額)</p> <p>利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に代して、子ども、子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定される内閣総理大臣が定める基準により算定される金額</p> <p>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>2 開設準備経費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)改修費等 4,000,000円</p> <p>(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円</p>		

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		<p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分((3)を除く)(児童1人当たり 日額)</p> <p>(ア)基本分 800円</p> <p>(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超えた利用時間が2時間未満 150円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限度とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア)I③、ア(ア)II③、ア(ウ)、ア(エ)及びイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより、10,010,000円を超えた場合は、この限りでない。</p> <p>(3)幼稚園型II(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア)基本分 1,850円</p> <p>(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超えた利用時間が2時間未満 230円 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 超えた利用時間が3時間以上 690円 <p>(4)余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,400円</p> <p>(5)居宅訪問型(児童1人当たり日額)</p> <p>ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用時間4時間以上 12,000円 利用時間4時間未満 6,000円 <p>(削除)</p> <p>2 開設準備経費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)改修費等 4,000,000円</p> <p>(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円</p>		

1 事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
病児保 育事業 (事業 費)	病児保 育事業 (事業 費)	※ (1)(2)とも平成20年度に支払われたものに限る。 ※ (1)は災害特例型を除く。 ※ (2)は一般型に限る。	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費	
病児保 育事業 (事業 費)	病児保 育事業 (事業 費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 4,894,000円 うち改善分 2,447,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費	
		年間延べ利用児童数 (1か所当たり年額)		
		10人以上50人未満 510,000円		
		50人以上200人未満 2,550,000円		
		200人以上400人未満 4,334,000円		
		400人以上600人未満 6,373,000円		
		600人以上800人未満 7,902,000円		
		800人以上1,000人未満 9,942,000円		
		1,000人以上1,200人未満 11,982,000円		
		1,200人以上1,400人未満 14,021,000円		
		1,400人以上1,600人未満 16,060,000円		
		1,600人以上1,800人未満 18,099,000円		
		1,800人以上2,000人未満 20,139,000円		
		2,000人以上2,200人未満 22,179,000円		
		2,200人以上2,400人未満 24,179,000円		
		2,400人以上2,600人未満 26,179,000円		
		2,600人以上2,800人未満 28,179,000円		
		2,800人以上3,000人未満 30,179,000円		
		3,000人以上3,200人未満 32,159,000円		
		3,200人以上3,400人未満 34,139,000円		
		3,400人以上3,600人未満 36,119,000円		
		3,600人以上3,800人未満 38,099,000円		
		3,800人以上4,000人未満 40,079,000円		
		※4,000人以上の場合は別途協議		
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 1か所当たり年額 3,600,000円 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円		
		ウ 送迎経費 エ 研修参加費用		
		(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円		
		※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。		
		2 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 4,068,000円 うち改善分 2,034,000円		

1 事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
病児保 育事業 (事業 費)	病児保 育事業 (事業 費)	※ (1)(2)とも平成21年度に支払われたものに限る。 ※ (1)は災害特例型を除く。 ※ (2)は一般型に限る。	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費	
病児保 育事業 (事業 費)	病児保 育事業 (事業 費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 5,007,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費	
		年間延べ利用児童数 (1か所当たり年額)		
		10人以上50人未満 522,000円		
		50人以上200人未満 2,609,000円		
		200人以上400人未満 4,434,000円		
		400人以上600人未満 6,520,000円		
		600人以上800人未満 8,084,000円		
		800人以上1,000人未満 10,171,000円		
		1,000人以上1,200人未満 12,258,000円		
		1,200人以上1,400人未満 14,343,000円		
		1,400人以上1,600人未満 16,429,000円		
		1,600人以上1,800人未満 18,515,000円		
		1,800人以上2,000人未満 20,602,000円		
		2,000人以上2,200人未満 22,689,000円		
		2,200人以上2,400人未満 24,735,000円		
		2,400人以上2,600人未満 26,781,000円		
		2,600人以上2,800人未満 28,827,000円		
		2,800人以上3,000人未満 30,873,000円		
		3,000人以上3,200人未満 32,899,000円		
		3,200人以上3,400人未満 34,924,000円		
		3,400人以上3,600人未満 36,950,000円		
		3,600人以上3,800人未満 38,975,000円		
		3,800人以上4,000人未満 41,001,000円		
		※4,000人以上の場合は別途協議		
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 1か所当たり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円		
		ウ 送迎経費 エ 研修参加費用		
		(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円		
		※ ア及びイとも平成31年度に支払われたものに限る。		
		2 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 4,166,000円 うち改善分 2,225,000円		

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																																												
		<p>ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>406,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,236,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>3,149,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>5,080,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>6,908,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>8,840,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>10,771,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>12,702,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>14,631,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>16,562,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>18,493,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,422,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,322,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,222,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,122,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,022,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>29,903,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>31,784,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>33,665,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>35,546,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>37,427,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p> <p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所あたり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所あたり年額 3,600,000円 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円 (3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円 ※ ア及びビイとも平成30年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型 (1) 基本分 1か所あたり年額 4,371,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,186,000円)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分 ア 送迎対応を行う看護師等雇上費</p>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)	10人以上50人未満	406,000円	50人以上200人未満	2,236,000円	200人以上400人未満	3,149,000円	400人以上600人未満	5,080,000円	600人以上800人未満	6,908,000円	800人以上1,000人未満	8,840,000円	1,000人以上1,200人未満	10,771,000円	1,200人以上1,400人未満	12,702,000円	1,400人以上1,600人未満	14,631,000円	1,600人以上1,800人未満	16,562,000円	1,800人以上2,000人未満	18,493,000円	2,000人以上2,200人未満	20,422,000円	2,200人以上2,400人未満	22,322,000円	2,400人以上2,600人未満	24,222,000円	2,600人以上2,800人未満	26,122,000円	2,800人以上3,000人未満	28,022,000円	3,000人以上3,200人未満	29,903,000円	3,200人以上3,400人未満	31,784,000円	3,400人以上3,600人未満	33,665,000円	3,600人以上3,800人未満	35,546,000円	3,800人以上4,000人未満	37,427,000円		
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)																																															
10人以上50人未満	406,000円																																															
50人以上200人未満	2,236,000円																																															
200人以上400人未満	3,149,000円																																															
400人以上600人未満	5,080,000円																																															
600人以上800人未満	6,908,000円																																															
800人以上1,000人未満	8,840,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	10,771,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	12,702,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	14,631,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	16,562,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	18,493,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	20,422,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	22,322,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	24,222,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	26,122,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	28,022,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	29,903,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	31,784,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	33,665,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	35,546,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	37,427,000円																																															

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合																																												
		<p>ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>416,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,290,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>3,225,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>5,202,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,074,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,052,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,030,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>13,007,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>14,982,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>16,959,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>18,937,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,912,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,858,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,803,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,749,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,695,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,624,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,547,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,473,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,399,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,325,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p> <p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所あたり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所あたり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円 (3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円 ※ ア及びビイとも平成31年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型 (1) 基本分 1か所あたり年額 4,472,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,236,000円)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分 ア 送迎対応を行う看護師等雇上費</p>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)	10人以上50人未満	416,000円	50人以上200人未満	2,290,000円	200人以上400人未満	3,225,000円	400人以上600人未満	5,202,000円	600人以上800人未満	7,074,000円	800人以上1,000人未満	9,052,000円	1,000人以上1,200人未満	11,030,000円	1,200人以上1,400人未満	13,007,000円	1,400人以上1,600人未満	14,982,000円	1,600人以上1,800人未満	16,959,000円	1,800人以上2,000人未満	18,937,000円	2,000人以上2,200人未満	20,912,000円	2,200人以上2,400人未満	22,858,000円	2,400人以上2,600人未満	24,803,000円	2,600人以上2,800人未満	26,749,000円	2,800人以上3,000人未満	28,695,000円	3,000人以上3,200人未満	30,624,000円	3,200人以上3,400人未満	32,547,000円	3,400人以上3,600人未満	34,473,000円	3,600人以上3,800人未満	36,399,000円	3,800人以上4,000人未満	38,325,000円		
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)																																															
10人以上50人未満	416,000円																																															
50人以上200人未満	2,290,000円																																															
200人以上400人未満	3,225,000円																																															
400人以上600人未満	5,202,000円																																															
600人以上800人未満	7,074,000円																																															
800人以上1,000人未満	9,052,000円																																															
1,000人以上1,200人未満	11,030,000円																																															
1,200人以上1,400人未満	13,007,000円																																															
1,400人以上1,600人未満	14,982,000円																																															
1,600人以上1,800人未満	16,959,000円																																															
1,800人以上2,000人未満	18,937,000円																																															
2,000人以上2,200人未満	20,912,000円																																															
2,200人以上2,400人未満	22,858,000円																																															
2,400人以上2,600人未満	24,803,000円																																															
2,600人以上2,800人未満	26,749,000円																																															
2,800人以上3,000人未満	28,695,000円																																															
3,000人以上3,200人未満	30,624,000円																																															
3,200人以上3,400人未満	32,547,000円																																															
3,400人以上3,600人未満	34,473,000円																																															
3,600人以上3,800人未満	36,399,000円																																															
3,800人以上4,000人未満	38,325,000円																																															

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事業)	病児保 育(特 定分 低所得 者減免 分加 算)	イ 送迎経費 ウ 研修参加費用 (3) 改善分 ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合	(略)	
		4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 3,479,000円)		
子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)	1 運営費(1市町村当たり年額) ア 基本事業 イ 加算分 (ア)～(ウ) (略) (2)～(3) (略) (新設)	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)の 実施に 必要な 経費	
		2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) 改修費等 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分)		

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)	病児保 育(特 定分 低所得 者減免 分加 算)	イ 送迎経費 ウ 研修参加費用 (3) 改善分 ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合	(略)	
		4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 3,640,000円)		
子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)	1 運営費(1市町村当たり年額) ア 基本事業 イ 加算分 (ア)～(ウ) (略) (2)～(3) (略) (4) 預かり手増加のための取組加算	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ センタ ー事 業)の 実施に 必要な 経費	
		2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) 改修費等 (2) 礼金及び賃借料(開設前月分)		

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		※ (1)(2)とも平成11年度に支払われたものに限る。		
1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
		※ (1)(2)とも平成20年度に支払われたものに限る。		

厚生労働省発子0329第1号
平成30年3月29日
第一次改正 厚生労働省発子※※※※第※号
平成※※年※※月※※日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
公募団体

厚生労働事務次官
(公印省略)

子ども・子育て支援推進調査研究事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成27年6月25日雇児発0625第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱」に基づき設置する子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会による審査等を受け採択された、都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)(以下「都道府県等」という。)並びに社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人(以下「社会福祉法人等」という。)が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
子ども・子育て支援推進調査研究事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役員費〔雑役員費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(注) 「3 対象経費」欄の〔 〕内は、社会福祉法人等における対象経費名である。

(注) 基準額は、原則1事業あたり1,500万円以内とし、金額については別途通知する。

(案)

(交付額の下限)

- 5 4に定める算定方法により算定された交付額が50万円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(補助金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県等が行う場合

ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、

(案)

器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(2) 社会福祉法人等が行う場合

ア (1)に掲げる条件(ケを除く。)を適用する。ただし、オの規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、様式2による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、様式5により、それぞれ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(7の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式3による事業実績報告書に关系書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

(案)

える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、8、9及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

様式1（案）

子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金調書

【地方公共団体名： 】

(元号) 年度 厚生労働省所管 (単位：円)

国			地方公共団体								備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入				歳出					
			科目	予算額	収済額	収入額	科目	予算額	うち国補助金相当額	支済額		うち国補助金相当額

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
 なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分について禁止し又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 なお、歳出にあつては、前記1、国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記載する場合において、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(案)

様式 2

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一部事務組合の管理者 印
広 域 連 合 の 長
民 間 事 業 者 等 の 長

(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の交付申請について

標記について、下記により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 国庫補助金所要額調書 (様式 2-1)

(2) 事業実施計画書 (様式 2-2)

(3) 所要額内訳書 (様式 2-3)

(4) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本

(注) 予算 (見込) 書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること

ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

イ 役員名簿

ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書

(6) その他 (事業内容について参考となる資料)

国庫補助金所要額調書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

種目	総事業費 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	備考
子ども・子育て 支援推進調 査研究事業									

(注1) E欄には、厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄の額を記入すること。

事業実施計画書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

事業の内容

①事業名	
②国庫補助所要額 (様式 2 - 1 の H 欄の額)	千円
③事業実施予定期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
④事業の具体的 計画内容	
⑤事業の効果及び 活用方法	

(注)

- 1 ①は、具体的な事業名を記載すること。
- 2 ④は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- 3 ⑤は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

所要額内訳書 ①

調査研究課題番号	地方公共団体名又は法人名

1 対象経費支出予定額の内訳

経費区分	支出予定額
報酬	円
賃金	円
報償費[諸謝金]	円
旅費	円
消耗品費	円
燃料費	円
食糧費[会議費]	円
印刷製本費	円
光熱水費	円
役務費[雑役務費、通信運搬費]	円
委託料	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
合計	円

2 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算根拠
寄付金	円	
その他	円	
合計	円	

(注)

- 1 補助金対象経費のみ記入すること。
- 2 寄付金については、使途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

所要額内訳書 ②

調査研究課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 報 償 費 旅 費 消 耗 品 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・		(単価、人数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合 計	円		

(注) 「経費区分」欄には、交付要綱の4の表の第3欄に定められた対象経費により記入すること。

(案)

様式 3

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一部事務組合の管理者
広 域 連 合 の 長
民 間 事 業 者 等 の 長

印

(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日＜発番＞で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付書類

- (1) 国庫補助金精算書（様式 3-1）
- (2) 事業実施報告書（様式 3-2）
- (3) 実支出額内訳書（様式 3-3）
- (4) 事業概略書（様式 3-4）
- (5) 歳入歳出決算（見込）書抄本

(注)決算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

国庫補助金精算書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

種目	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G	国庫補助金 交付決定額 H	国庫補助金 受入済額 I	差引 超過交付額 (返還額) (I-G) J	備考
子ども・子育て支援推進 調査研究事業											

(単位：円)

(注1) E欄には、厚生労働大臣が必要と認められた額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

事業実施報告書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

①事業名	
②国庫補助精算額 (様式3-1のG欄の額)	千円
③事業実施期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
④事業の具体的 実施内容	
⑤事業の効果	

(注)

- 1 ④は、実施した事業の事業項目・客体・事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- 2 ⑤は、実施した事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。
- 3 調査事業に関する事業については、別添「調査事業報告書」を添付すること。

別添（様式3－2関係）

調査事業報告書

調査事業名		
調査対象	調査対象地区	
	調査対象者等	
	悉皆・抽出の別	
	調査方法	
	調査客体数	
調査内容		(主要調査事項及び内容)
調査時期		
調査結果の主要集計項目		
調査結果の活用法		
その他参考事項		
事業の具体的実施内容		

実支出額内訳書 ①

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

1 対象経費実支出額の内訳

経費区分	実支出額
報酬	円
賃金	円
報償費[諸謝金]	円
旅費	円
消耗品費	円
燃料費	円
食糧費[会議費]	円
印刷製本費	円
光熱水費	円
役務費[雑役務費、通信運搬費]	円
委託料	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
合計	円

2 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入額等	積算根拠
寄付金	円	
その他	円	
合計	円	

(注)

- 1 補助金対象経費のみ記入すること。
- 2 寄付金については、用途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

実支出額内訳書 ②

調査研究課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

経費区分	対象経費 実支出額	積算内訳	備考
(例) 報 償 費 旅 費 消 耗 品 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・		(単価、人数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合 計	円		

(注) 「経費区分」欄には、交付要綱の4の表の第3欄に定められた対象経費により記入すること。

事業概略書

事業名	
事業目的	
事業概要	
事業実施結果 及び効果	
事業主体	郵便番号： 所在地： 法人名： 電話番号/E-MAIL： /

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するなど、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。

(案)

様式 4

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一部事務組合の管理者
広域連合の長
民間事業者等の長

印

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日 <発番>により交付決定があった(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金について、子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱 7 の (1) クの規定に基づき下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入割合を確認できる資料)を添付する。

(案)

様式 5

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
一部事務組合の管理者
広域連合の長
民間事業者等の長

印

(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日<発番>をもって交付決定を受けた標記補助金について、
下記のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

記

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
〔	内訳 国庫補助金既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助金所要額	金	円
〕			

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

(1) 国庫補助金所要額調書（様式 5 - 1）

(2) 事業実施計画書 ※様式 2 - 2 に準じ作成すること

(3) 所要額内訳書 ※様式 2 - 3 に準じ作成すること

(4) 歳入歳出予算（見込）書抄本

(注) 予算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること

ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

イ 役員名簿

ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、
正味財産増減計算書）、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書

(6) その他（事業内容について参考となる資料）

国庫補助金所要額調書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
子ども・子育て 支援推進調査 研究事業									-	-	変更前
											変更後

(注1) E欄には、厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄の額を記入すること。

(注4) 変更前の金額を上段に、変更後の金額を下段に記入すること。

〔改正後全文〕

雇児発0625第1号
平成27年6月25日
第一次改正 雇児発0606第2号
平成28年6月6日
第二次改正 雇児発0428第3号
平成29年4月28日
第三次改正 子発0329第1号
平成30年3月29日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
公募団体

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施について

「子ども・子育て支援推進調査研究事業」は、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的として、今般、別添要綱により実施することとしたので通知する。

子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱

1 事業目的

子ども・子育て支援推進調査研究事業は、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。本要綱は、「子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱」（平成30年3月29日厚生労働省発子0329第1号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。）に定める外、子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施に当たり必要な事項を定める。

2 事業の実施主体

事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかであり、申請した事業が3に定める子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会における事前評価の結果、採択された団体又は4(1)により指定した団体

① 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人

② 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）

(2) (1)の①に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人

(3) (1)の①に掲げる法人で、過去において、法令等に違反する等の不正行為を行った法人の場合は、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過している法人

3 子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会

調査研究課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価等は、別に定めるところにより設置する、外部有識者等による子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会（以下「企画評価委員会」という。）において行う。

なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に応じてヒアリングを行う。

4 対象事業

本事業が対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。

(1) 別に公募する調査研究課題に該当する事業であり、かつ、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるもの、又は、行政施策の推進に特に必要な次の表の左欄に掲げる調査研究課題について優れた研究成果を得るために、実施する団体を指定し行う事業。

調査研究課題	事業内容	国庫補助額
児童買春、児童ポルノ被害 児童の保護施策の実施状況 に関する調査研究	被害児童の支援や施策の 課題に関する調査研究	1, 500万円以内

- (2) 単年度で終了する事業であること。
- (3) 企画評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもの又は(1)により指定したもののうち、子ども家庭局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したもの。
- (4) 次に該当する事業は、対象としない。
- ① 事業内容が調査研究課題の内容と明らかに合致していない場合
 - ② 他制度による補助対象事業および国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業により実施していたもの
 - ③ 事業の主たる目的である事務・業務の50%以上を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
 - ④ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
 - ⑤ 営利を目的とした事業
 - ⑥ 補助対象額が500千円に満たない事業
 - ⑦ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合

5 事業の実施主体の責務

- (1) 実施主体は、交付要綱8（申請手続）により申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約した書面を提出しなければならない。
- (2) 経理担当者は、事業担当者を兼ねることはできない。
- (3) 実施主体は、交付要綱8（申請手続）により申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出する旨を誓約しなければならない。
- (4) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが採択された事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法で、速やかに公表しなければならない。
- また、実施主体は、実績報告書の提出時において、事業の成果物（事業の成果等をまとめた報告書冊子）を電子媒体（PDF形式）により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載が終了した時点において子ども家庭局総務課少子化総合対策室へ報告しなければならない。
- (5) 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに子ども家庭局総務課少子化総合対策室に提出しなければならない。

(6) 実施主体は、企画評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

6 事業の名称

国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称については交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

7 交付要綱 4（交付額の算定方法）の対象経費を算定するための額

交付要綱 4（交付額の算定方法）の表の第 3 欄に定める対象経費にかかる補助単価については、予算の範囲内において他の補助事業及び実勢等を勘案して、別に定めることとする。

【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等
業務室関係】

放課後児童健全育成事業実施要綱新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 （略）</p> <p>2 事業の種類 （略）</p> <p>3 事業の実施方法 （略）</p>	<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 （1）放課後児童健全育成事業 【別添1】 （2）放課後子ども環境整備事業 【別添2】 （3）放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添3】 （4）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） 【別添4】 （5）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） 【別添5】 （6）放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 （7）障害児受入強化推進事業 【別添7】 （8）小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】 （9）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 【別添9】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添9の定めによること。</p>

新	旧
<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象児童 (略)</p> <p>4 規模 (略)</p>	<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>

新

5 職員体制
 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することとを予定している者を含む。）でなければならない。また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

6 開所日数
 （略）

7 開所時間
 （略）

旧

を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。

5 職員体制
 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することとを予定している者を含む。）でなければならない。また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

6 開所日数
 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。

7 開所時間
 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。
 （1）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業
 1日につき8時間
 （2）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業
 1日につき3時間

新	旧
<p>8 施設・設備 (略)</p> <p>9 運営内容 (略)</p>	<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等(活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等)を備えなければならない。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、児童1人につきおおむね 1.65 m²以上とする専用区画の面積に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等(以下「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならず、放課後児童健全育成事業の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならぬ。</p> <p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 放課後児童健全育成事業の役割 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 事業の対象となる子どもへの対応 育成支援の内容 障害のある子どもへの対応 特に配慮を必要とする子どもへの対応 保護者との連携 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 利用の開始等に関する留意事項 労働環境整備</p>

新	旧
<p>適切な会計管理及び情報公開 学校との連携 保育所、幼稚園等との連携 地域、関係機関との連携 衛生管理及び安全対策 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 要望及び苦情への対応 事業内容向上への取り組み</p> <p>10 留意事項 (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。なお、放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施することとは差し支えない。ただし、当該特別な活動内容に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 放課後児童健全育成事業の運営内容についての自己評価、第三者評価に必要な経費は、本事業の対象として差し支えない。</p>	<p>適切な会計管理及び情報公開 学校との連携 保育所、幼稚園等との連携 地域、関係機関との連携 衛生管理及び安全対策 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 要望及び苦情への対応 事業内容向上への取り組み</p> <p>10 留意事項 (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。</p> <p>(2) 別添2～別添9に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け発 児発 0401 第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようになること。</p> <p>また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員や資質向上経費は、本事業の対象となるものである。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p>

新	旧
<p>11 費用 (略)</p>	<p>11 費用 (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合 上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要がある と厚生労働大臣が認める場合 のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者が ら徴収することができるものとする。</p>

新	旧
<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 (略)</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 (略)</p>	<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成29年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合作る必要がある。必要となる小学校の余裕教室の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所</p>

新	旧
<p>別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（1）に該当する場合を除く。） （略） （略） （3）（略） （4）（略）</p> <p>4 対象事業の制限 （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（1）の事業については、事業を行う場所1か所につき、児童の数の増加による実施、防災対策による実施、防犯対策による実施それぞれ1回限りとする。ただし、子どもの安全が著しく脅かされる場合は、この限りではない。 （5）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（2）の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法</p>	<p>準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（1）に該当する場合を除く。） 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（1）に該当する場合を除く。） の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（1）に該当する場合を除く。） 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（2）及び（3）に該当する場合を除く。） （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 （4）倉庫設備整備事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余剰教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余剰教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 （3）放課後児童健全育成事業を新たに実施するため必要な3の（1）及び3の（2）の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。 （4）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（1）の事業については、事業を行う場所1か所につき、児童の数の増加による実施又は防災対策による実施それぞれ1回限りとすること。 （5）既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（2）の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施</p>

新	旧
<p>律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基つぎ、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等、防犯対策、防犯対策による実施それぞれ1回限りとする。</p> <p>ただし、</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したのものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合は追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基つぎ、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等又は防犯対策による実施それぞれ1回限りとする。</p> <p>ただし、</p> <p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したのものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合は追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(6) 3の(1) 及び 3の(2) 及び 及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(7) 3の(3)の事業については、受け入れられる障害児の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1) 及び3の(2) 及び3の(3)の事業については、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づき市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(9) 3の(1) 及び3の(2) のうち、開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））については、別添4の放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 留意事項 （略）</p>	<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の(1)～(3)のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 (1)市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 (2)放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 (3)放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めたと配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 (1)本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>

新	旧
<p>5 費用 (略)</p>	<p>5 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修等を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受け入れの推進を図ること。 (2) 障害児を3人以上受け入れる場合の障害児対応職員及び医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費については、別添7に基づき障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 対象事業 （略）</p> <p>4 対象事業の制限 （略）</p>	<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 （1）賃借料補助 別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</p> <p>（2）移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。</p> <p>（3）土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添 1 の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 3の（1）賃借料補助については、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること</p>

新	旧
<p>5 費用 (略)</p>	<p>ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (3) (1) 貸借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。 (4) (3) 土地借料補助については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特別社団法人及びその他の児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認められた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 対象事業の制限 （略）</p> <p>5 費用 （略）</p>	<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）送迎を行うためのバス等車輦に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p>	<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組みとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の(1)及び(2)を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 (1)別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合には、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 (2)別添1に基づく放課後児童健全育成事業において、(1)の育成支援に加えて4(3)の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する常勤職員を配置する場合には、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とする。</p> <p>4 実施方法 (1)本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の</p>

新

旧

3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。

ただし、開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。

開所する日数は、年間250日以上開所すること。
要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。

また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。

(2)3の(1)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者に
おいては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員
は、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発 0331
第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する以下の育成支援のう

ちいずれかに従事すること。

子どもが生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学
校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体
制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士
の交流等によって、学校との連携を積極的に図ること。

子どもが来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡
帳、

迎えの際、保護者等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、
情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から
相談がある場合には、気持やケガなどが発生した場合、子どもの状
況等について速やかに保護者に連絡すること。

市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及び
マニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的
(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるよ
うにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置
や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

子どもが保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、
誠意を持って対応するとともに、要望や苦情を受け付ける窓口を設
置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携し
て、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決
に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者
等にあらためて周知すること。

児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子

新

旧

各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。

(3) 3の(2)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者において、3の(1)の～に加えて、以下の育成支援を行うことと
もに、本事業の対象となる常勤職員及び常勤職員以外の職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する3の(1)の～又は以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、必要に応じて行う場合に従事すること。

子ども遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。

地域住民の理解を得ながら、地域の健全育成の拠点である児童館やその他の地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもたちの活動と交流の場を広げること。

事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力

子どもたちの安全を確保する取り組みを行うこと。

子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

子どもたちの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等と関係機関と検討・協議して適切に対応すること。

「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

5 対象事業の制限等
(略)

- 5 対象事業の制限等
- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。
- また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容に

新	旧
<p>6 費用 (略)</p>	<p>決定するものとする。 (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。 (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p>	<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1) 3人以上の障害児の受け入れを行う場合 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、3人以上の障害児（2）による看護師等の配置を行っている場合は医療的ケア児を除く。）の受け入れを行う場合に、別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の～のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添3と同様とする。 市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めたと上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助） (2) 医療的ケア児の受け入れを行う場合 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、医療的ケア児の受け入れを行う場合に、以下の～のい</p>

新	旧
<p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>4 留意事項 (1) 別添3に基づき放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)の対象となっていること。ただし、3の(2)の事業のみを行う場合を除く。 (2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新

旧

いずれかの方法により、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置する。
なお、医療的ケア児とは、児童福祉法第56条の6第2項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。
市町村が看護職員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業所に派遣して配置
放課後児童健全育成事業を行う者が看護職員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
放課後児童健全育成事業を行う者が雇用了看護職員について、配置し、当該費用を市町村が助成(補助)
医療機関等において雇い上げた看護師等を放課後児童健全育成事業所に派遣して配置し、当該費用を市町村が委託費等として支出
また、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受入れに必要な経費も補助対象とする。

4 留意事項
(略)

4 留意事項
(1) 別添3に基づき放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)の対象となっていること。ただし、3の(2)の事業のみを行う場合を除く。
(2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費用
(略)

5 費用
(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新

別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業

1 趣旨
(略)

2 実施主体
(略)

3 事業内容
(略)

4 実施方法
(略)

5 留意事項
(略)

6 費用
(略)

旧

別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業

1 趣旨
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容
別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。

4 実施方法
本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3 ～ 10（1）及び 11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。

5 留意事項
（1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
（2）別添 2 ～ 別添 7 及び別添 9 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

6 費用
（1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
	<p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者が徴収するものとする。</p>

別添9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1 趣旨
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（平成32年3月31日までに都道府県知事又は指定都市市長が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課場所の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体
 （略）

3 事業内容
 （略）

4 実施方法
 （略）

別添9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1 趣旨
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（平成32年3月31日までに都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課場所の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体
 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容
 別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組を設けることを目指す又は設けている場合に、以下の～の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。
 放課後児童支援員
 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者

・都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「放課後児童支援員等資質向上事業」に基づき研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修
 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、上記の研修を受講した事業所長の立場にある者

4 実施方法
 (1) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすこと。
 (2) 平成28年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児

新

旧

- 児童福祉法第124条第1項に定める専修学校における勤務年数
- (3) 3の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等）や決まって毎月支払われることにより行われていること。
- (4) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。
- (5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤務年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。
- 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤務年数
- 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤務年数
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤務年数
- 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤務年数
- 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施設による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤務年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤務年数
- (6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市町村の判断で柔軟な対応が可能であること。
- (7) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定すること
- 5 対象事業の制限等
- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づき放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。
- ただし、業績等に応じて変動することは、この限りではない。要因により変動した場合については、この限りではない。

新

旧

なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。

(3) 放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額の範囲内とすること。
 また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組を設けることを目指す又は設けている場合は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。

(4) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。

(5) 別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

(6) 事業所長の立場にある者は一の支援の単位につき、原則1名までとする。

6 費用
(略)

6 費用
 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

(案)

子 発 第 号
平成 3 1 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童対策支援事業の実施について

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の実情に応じて、放課後や週末等に児童が安心して過ごせる居場所を確保し、もって次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、放課後児童対策支援事業を次により実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

記

第 1 事業の種類

- 1 放課後居場所緊急対策事業
- 2 小規模多機能・放課後児童支援事業

第 2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 放課後居場所緊急対策事業実施要綱（別紙 1）
- 2 小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱（別紙 2）

別添 1 放課後居場所緊急対策事業

1 趣旨

放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子どもの安全・安心な居場所を提供するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

4 対象児童等

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない小学校4年生以上を主な対象とする。

また、利用児童数については、事業を実施する施設の規模や職員体制、利用状況等を踏まえ、児童が安全に過ごすことができる人数を勘案して設定するものとする。

5 職員体制等

市町村が適切と認めた者を1人以上配置すること。なお、事業の実施に際しては、既存施設に従事する職員等と密接に連携し、その協力体制のもとで行うものとする。

6 開所日数等

開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日2時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定

することとする。

7 実施場所等

児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用して実施すること。また、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等）を備えるものとする。

8 留意事項

- (1) 事業の実施に際しては、学校、家庭と連絡体制を構築し、子どもの状況・居場所等について必要に応じて情報共有を行うとともに、小学校の下校後、直接事業実施施設を利用できるよう小学校との協力体制を構築すること。
また、入退館時間や送迎等にも十分注意を払い、事業実施施設と学校間、自宅間の往来に係る子どもの安全確保について留意すること。
- (2) 子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、子どもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。
- (3) 本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入するものとする。

9 対象事業の制限

- (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子どもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- (3) 小学校の敷地内で実施する場合は本事業の対象とならない。
- (4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

10 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

別添 2 小規模多機能・放課後児童支援事業

1 趣旨

中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を実施するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容等

- (1) 小規模な放課後児童の預かり事業(以下「預かり事業」という。)の実施を必須とし、一体的に実施する事業・施設として、保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議において審議され適当と認められた事業・施設(以下「一体的に実施する事業・施設」という)を1つ以上実施すること。なお、預かり事業及び一体的に実施する事業・施設は、同一施設内で実施し、両事業は連携・協力関係のもとに利用児童の安全を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施すること。また、一体的に実施する事業・施設に、人員配置などの最低基準がある場合には、それぞれの事業・施設の設備運営基準を満たした上で、人員配置などの最低基準を超えた体制により、預かり事業に協力できる場合であって、当該事業・施設の運営に支障が出ない限りにおいて一体的に実施する事業・施設とすることができる。
- (2) 預かり事業と市町村が独自に実施する子育て支援事業(子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供を行う)及び子育ての負担軽減等を図るために市町村が独自に実施する乳幼児の預かり事業(以下「独自事業」という)を一体的に実施し、地域の子育て支援の展開を図ること。なお、預かり事業及び独自事業は、同一施設内で実施し、両事業は連携・協力関係のもとに利用児童の安全を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施すること。

4 対象児童及び職員体制

預かり事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、おおむね10人未満とする。

3(1)の事業を実施するにあたっては、預かり事業の職員は、市町村が適切と認めた者(預かり事業の職員は放課後児童支援員が望ましいこと)を1人以上配置し、一体的に実施する事業・施設の職員と密接に連携し、その協力体制のもとで行うこと。

3(2)の事業を実施するにあたっては、預かり事業及び独自事業の職員は、市町村が適切と認めた者(預かり事業の職員は放課後児童支援員が望ましいこと)を合計2人以上配置し、当該事業に従事する職員は密接に連携し、その協力体制のもとで行うこと。

5 開所日数及び開所時間

預かり事業を開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日3時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定することとする。

6 実施場所及び設備等

実施場所は、児童福祉施設などや空き店舗、公営住宅等の空きスペース等、既存施設の活用により実施することとし、職員の連携・児童の相互交流が図られるよう、同一施設内での実施を原則とする。また、預かり事業においては、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等(活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等)を備えるものとする。

7 留意事項等

- (1) 地域子ども・子育て会議において、本事業の必要性が評価された場合に限り実施できるものとする。また、利用児童の安全性や衛生的な環境を確保するための方策を市町村で検討し、事業の実施にあたっては、市町村と連携すること。
- (2) 預かり事業について、子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、子どもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。
- (3) 本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入するものとする。
- (4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

8 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めると

- ころにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p>1 事業の目的 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業の内容及び実施方法 （1）基本事業 事業内容 ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預</p>	<p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p>1 事業の目的 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容及び実施方法 （1）基本事業 事業内容 ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり</p>

<p>かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、<u>20</u>人以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>相互援助活動の内容 (略)</p>	<p>の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、<u>50</u>人以上とする。</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整</p> <p>相互援助活動の内容 相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。</p> <p>ア 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり</p> <p>イ 保育施設までの送迎</p> <p>ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり</p> <p>エ 学校の放課後の子どもの預かり</p> <p>オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり</p>
---	--

<p>ファミリー・サポート・センターの設置について (略)</p> <p>実施方法 ア～オ (略)</p>	<p>カ 買い物等外出の際の子どもの預かり</p> <p>ファミリー・サポート・センターの設置について</p> <p>ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。</p> <p>イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかには支部を設置することができる。</p> <p>実施方法 ア アドバイザーの配置について ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。</p> <p>イ 会則の制定 市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。</p> <p>ウ 会員の登録 会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理すること。</p> <p>エ 会員間で行う相互援助活動 会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づく</p>
---	--

<p>カ 子どもの預かりの場所 子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定すること。 なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。 <u>また、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにし、提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行うこと。</u></p> <p>キ～ク（略）</p>	<p>ものであること。 オ 保険の加入 会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。 カ 子どもの預かりの場所 子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定すること。 なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。</p> <p>キ 預かる子どもの人数 相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は援助を行う会員1人につき、原則として1人とす る。なお、やむを得ず複数の子どものを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。</p>
--	--

<p>ケ 援助を行う会員への講習の実施</p> <p>預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。(なお、以下に示す内容、時間を満たしても、A E D (自動車外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習(安全チェックス)の活用やヒヤリ・ハット事例の検証等)については、援助を行う会員全員に対して必ず実施すること。ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りでない。)</p> <p>また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に行っている者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、参考として以下に示す項目の内、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することとする。</p>	<p>ク 援助活動に対する報酬</p> <p>援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。</p> <p>ケ 援助を行う会員への講習の実施</p> <p>預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。(なお、以下に示す内容、時間を満たしても、A E D (自動車外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習(安全チェックス)の使用については援助を行う会員全員に対して必ず実施すること。)</p> <p>なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に行っている者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、参考として以下に示す項目の内、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。</p>
---	---

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

なお、講習の実施に係る経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の職員の資質向上・人材確保等研修事業のファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業として交付申請する場合は、補助の対象としな
い。

(参考：講習カリキュラム)
(略)

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間(目安)
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発達と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間

8	子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3時間
9	事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
合計			24時間

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要なのアからオ、会員数20人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

(略)

(2) 病児・緊急対応強化事業

事業内容
(略)

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要なのアからオ、会員数50人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村とのウを合同により実施しても差し支えないこと。

(2) 病児・緊急対応強化事業

事業内容
病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に關して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについて

	<p>は、全ての事業の実施を必須とする。(会員数は問わない。)</p> <p>なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。</p> <p>「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <p>「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 医療機関との連携体制の整備</p> <p>オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整</p> <p>相互援助活動の内容</p> <p>相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず</p>
--	--

相互援助活動の内容
(略)

	<p>実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。</p> <p>ア 病児及び病後児の預かり イ 宿泊を伴う子ども預かり ウ 早朝・夜間等の緊急時の子ども預かり エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎</p> <p>実施方法</p> <p>(1)の ア～クに加えて、以下の方法によること。</p> <p>ア 援助を行う会員への講習の実施</p> <p>病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1) のケの参考を示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。</p> <p>なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、3(1) ケに示す項目の内、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。</p> <p>また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等</p>
--	--

	<p>の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。</p> <p>イ 医療機関との連携体制の整備</p> <p>(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。</p> <p>(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。</p> <p>(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。</p> <p>ウ 依頼の受付体制について</p> <p>病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。</p> <p>エ 病児・病後児の預かりについての留意事項</p> <p>(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。</p> <p>(イ) (1)のキにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。</p> <p>(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助</p>
--	--

	<p>活動中に常に連絡のとれる体制をとること。</p> <p>オ 近隣市町村住民の利用について 地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外（下記 のイ）の合同実施市町村は含まない）の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。</p> <p>実施体制</p> <p>ア 事業の実施については、(1)の に掲げるファミリー・サポート・センターを設立し、基本事業を実施した上で行うこととする。 なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。</p> <p>イ 複数市町村での合同実施 市町村単独では、事業実施要件（ のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な のアからエ）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。 また、事業実施要件のうち、 のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と のウを合同により実施しても差し支えないこと。</p>
--	--

実施体制
(略)

<p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)及びダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)以下「ひとり親家庭等」という。)の利用支援</p> <p>事業内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、<u>別途加算の対象とする。</u>((1)ののア～ウ又は(2)ののア～エに加えてひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。)</p> <p>利用支援の内容 (略)</p>	<p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)及びダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)以下「ひとり親家庭等」という。)の利用支援</p> <p>事業内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。((1)ののア～ウ又は(2)のののア～エに加えてひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。)</p> <p>利用支援の内容</p> <p>ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整</p> <p>イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応</p> <p>ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成</p>
--	---

(4) 預かり手増加のための取組

事業の内容

(1) のア及び(2) のアに加えて、援助を行う会員となりうる者に対し、訪問等による働きかけを行い、援助を行う会員が前年度と比較して下記に示す人数または割合以上に増加した場合に、別途加算の対象とする。
なお、当該年度から新たに事業を開始する市町村については対象外とし、翌年度以降に申請可能とする。

加算申請要件

前年度の援助を行う会員数に応じて、以下で示す増加人数または増加割合に達していること。(援助を受ける会員を計上することは不可。)

援助を行う会員数(前年度値)	増加人数・割合
19人以下	+2人以上
20～199人	+1割以上
200人以上	+20人以上

取組の内容

ア 里親や地域ボランティアを行う者が集う場等に出席し、事業説明を行うとともに、援助を行う会員として登録を勧める。

イ (1) のアとして実施する新規会員の募集とは別に、現在在籍している援助を受ける会員(退会した者

(新規)

も含む)について、援助を行う会員となりうる者の掘り起こしを行い、個別に登録を勧める。

4 留意事項
(略)

5 費用
(略)

4 留意事項

(1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。

(2) 活動中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p>府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日</p> <p>一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日</p> <p>二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日</p> <p>三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日</p> <p>四次改正 府子本第 文科初第 子発 平成 年 月 日</p>	<p>府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日</p> <p>一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日</p> <p>二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日</p> <p>三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)</p>

資料4

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

利用者支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。ついで、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 事業の目的
(略)

2 実施主体
(略)

3 事業の内容

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

利用者支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。ついで、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 事業の目的

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(略)

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1)基本型

目的

(略)

実施場所

(略)

職員の配置等

(略)

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）。

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1)基本型

目的

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

実施場所

主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。

職員の配置等

ア 職員の要件等

以下の(ア)及び(イ)を満たさなければならない。

(ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇発0521第18号)

の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下

「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別

表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定す

る内容の研修(以下、「基本研修」という。)及

び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修

(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業

(基本型)」に規定する内容の研修(以下「基本

型専門研修」という。)を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、

右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び

下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)のアの(エ)に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

(イ) 以下に掲げる相談及びコーディネーター等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務
 (例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等)について、以下の区分ごと
 の期間を参酌して市町村長が定める実務経験の期間を有すること。

- (a) 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年
- (b) (a)以外の者の場合 3年

イ 職員の配置

アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。

ウ その他

イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア (略)

ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。

イ (略)	イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整・連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
ウ (略)	ウ 利用者支援事業の実施に当たり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。
エ (略)	エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。
オ 夜間・休日の時間外相談 (略)	オ 夜間・休日の時間外相談 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。
(ア) 夜間加算 (略)	(ア) 夜間加算 原則として1日6時間を超えて開所し、かつ、週3日以上、18時以降の時間帯に2時間以上開所し、相談・助言等を行う。
(イ) 休日加算 (略)	(イ) 休日加算 原則として週4日以上開所し、かつ、土曜日または日曜日・国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う。
カ 出張相談支援 (略)	カ 出張相談支援 両親(母親・父親)学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等の取組を以下の

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

キ 機能強化のための取組
(略)

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

ク 多言語対応

外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配

通り実施する場合に別途加算の対象とする。

(ア) のイの専任職員に加えて のアを満たす職員を配置すること。

(イ) 実施に当たり、継続的かつ計画的な取組を行い、利用者ニーズに対応した支援を実施すること。

(ウ) 取組の実施に当たり、開催日や場所等について積極的に広報活動を行い、広くサービス対象者に周知を図ること。

キ 機能強化のための取組

オ(ア)、オ(イ)又は力の取組のいずれかを実施し、かつ、以下の要件のいずれも満たした場合に別途加算の対象とする。

(ア) 実施に当たり、1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績があること。なお、相談対応等を行った場合は相談記録簿等を作成し、適切に保管し、その後の支援に活用するために整理すること。

(イ) 緊急対策に参加している市町村であること。

(ウ) のアを満たす専任職員を2名以上配置すること。ただし、力を実施している場合については、力で配置する職員とは別に専任職員を2名以上配置すること。

(エ) オ(ア)、オ(イ)又は力の取組のいずれかの実施に当たり、事業計画書を作成し、周知・広報を行うとともに、具体的な実施状況をあわせて公表すること。

(オ) 各事業実施に必要なとなる人員配置の予定及び実績を明確に記録すること。

(新規)

置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。

(2) 特定型

目的

(略)

実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から平成30年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。

ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から平成30年の各年10月1日時点のいずれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。

イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が平成30年4月1日時点において100以上であること。

ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から平成30年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が50人以上であること。

エ (略)

実施場所

(略)

職員の配置等

(略)

(2) 特定型

目的

待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から平成29年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。

ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から平成29年の各年10月1日時点のいずれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。

イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が平成29年4月1日時点において100以上であること。

ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から平成29年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が50人以上であること。

エ 緊急対策を実施していること。

実施場所

主として市町村窓口での実施とする。

職員の配置等

ア 職員の要件等

利用者支援事業に従事するにあたっては、子育て支援員研修実施要綱別表1に定める基本研修及び別表2-2の2

業務内容
 (1) に準じることとする。ただし、(1) のア、オ、カ、キ及びクについては、主として地域における保育所の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) のイについて必ずしも実施を要しない。
 なお、(1) のカ(ア)については、「(2) のイの専任職員に加えて、 のアを満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。
 (3) 母子保健型
 目的
 (略)
 実施場所
 (略)
 職員の配置
 (略)

に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
 イ 職員の配置等
 アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。
 ウ その他
 イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。
 業務内容
 (1) に準じることとする。ただし、(1) のア、オ、カ及びキについては、主として地域における保育所の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) のイについて必ずしも実施を要しない。
 なお、(1) のカ(ア)については、「(2) のイの専任職員に加えて、 のアを満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。
 (3) 母子保健型
 目的
 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。
 実施場所
 主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。
 職員の配置
 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。

業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐ活用できる体制を整えること。

また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。

イ アにより把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選択し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。

ウ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定することとする。

また、支援プランの効果の評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

エ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワーキングを行い、その活用を図ることとする。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づき支援のみならず、別添に掲げる様々な母子

新	旧
<p>才 <u>多言語対応</u> <u>外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。</u></p> <p>5 関係機関等との連携 実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。</p> <p>6 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。</p> <p>(新規)</p> <p>5 関係機関等との連携 実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。</p> <p>6 留意事項 (1) 利用者支援事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはならない。 さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。</p> <p>(2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場</p>

所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。

(3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携などに努めること。

(4) 対象者や既存の社会資源が少ない地域等において、複数の自治体が共同して利用者支援事業を実施する際には、都道府県は、広域調整等の機能を担い、全ての子育て家庭に必要な支援が行き届くよう努めること。

(5) 利用者支援事業に従事する者は、有する資格や知識・経験に応じて、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。

また、実施主体は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるよう努めること。

(6) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。

(7) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な

対応が図られるよう努めるものとする。

(8) (略)

(8) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。

(9) (略)

(9) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

7 費用
(略)

7 費用
利用者支援事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【別添】
(略)

【別添】

- ・ 女性健康支援センター事業
- ・ 不妊専門相談センター事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 産婦健康診査
- ・ 両親学級、母親学級
- ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 養子縁組あっせん 等

資料5

雇児発0529第18号

平成26年5月29日

一次改正 雇児発0521第13号

平成27年5月21日

二次改正 雇児発0403第18号

平成29年4月3日

三次改正 子発0627第2号

平成30年6月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

地域子育て支援拠点事業の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

別紙

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の に定める小規模型指定施設を除く。)

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

(2) 一般型

事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（1）に定める基本事業を実施する。

実施場所

- （ア）公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所
- （イ）複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- （ウ）概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

実施方法

- （ア）原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- （イ）子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- （ウ）授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が（1）に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の（ア）～（エ）に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

なお、（1）に定める基本事業の運営主体が市町村であって、（ア）～（エ）の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も

当該加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の（ア）～（ウ）に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。

ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）に定

める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

(ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

経過措置（小規模型指定施設）

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

(イ) 実施方法

(a) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(b) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

(c) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(d) 次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。

a 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共

通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)の(d)aの取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

(3) 連携型

事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設(以下「連携施設」という。)において、(1)に掲げる基本事業を実施する。

実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けられる体制を整えること。
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

地域の子育て力を高める取組

(1)に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号)に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。

5 留意事項

- (1) 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。
- (3) 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行う

よう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について」一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働事務次官 （公 印 省 略）</p> <p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、貴職におかれては、貴管内市町村（特別区含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働事務次官 （公 印 省 略）</p> <p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、貴職におかれては、貴管内市町村（特別区含む。）に対する周知につき配慮願いたい。</p>
<p>厚生労働省発子 0730 第 1 号 平 成 3 0 年 7 月 3 0 日 第一次改正 厚生労働省発子 第 号 平 成 年 月 日</p>	<p>厚生労働省発子 0730 第 1 号 平 成 3 0 年 7 月 3 0 日</p>

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱

- (通則)
- 1 (略)
- (交付の目的)
- 2 (略)
- (交付の対象)
- 3 この補助金の交付の対象は、以下の事業とする。
- (1) (略)
- (2) 職員の資質向上・人材確保等研修事業
- 平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める以下の事業
- ア 保育の質の向上のための研修等事業
- イ 保育士等キャリアアップ研修事業
- ウ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- エ 多様な保育研修事業
- オ 放課後児童支援員等研修事業
- カ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業
- (交付額の算定方法)
- 4 (略)
- (交付の条件)
- 5 (略)
- (申請手続)
- 6 (略)
- (変更申請手続)
- 7 (略)
- (交付決定までの標準的期間)
- 8 (略)
- (補助金の概算払)
- 9 (略)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱

- (通則)
- 1 (略)
- (交付の目的)
- 2 (略)
- (交付の対象)
- 3 この補助金の交付の対象は、以下の事業とする。
- (1) (略)
- (2) 職員の資質向上・人材確保等研修事業
- 平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める以下の事業
- ア 保育の質の向上のための研修等事業
- イ 保育士等キャリアアップ研修事業
- ウ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- エ 多様な保育研修事業
- オ 放課後児童支援員等研修事業
- カ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業
- (交付額の算定方法)
- 4 (略)
- (交付の条件)
- 5 (略)
- (申請手続)
- 6 (略)
- (変更申請手続)
- 7 (略)
- (交付決定までの標準的期間)
- 8 (略)
- (補助金の概算払)
- 9 (略)

(実績報告)
10 (略)

(額の確定)
11 (略)

(補助金の返還)
12 (略)

(その他)
13 (略)

(実績報告)
10 (略)

(額の確定)
11 (略)

(補助金の返還)
12 (略)

(その他)
13 (略)

別紙様式第1

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金調書

都道府県・市町村名

国	歳出予算科目	円
	対外支出	円
	補助率	
地方公共団体	歳入	円
	歳出	円
	種別	円
種別	国庫補助	円
	国庫補助	円

(記載上の注意)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第1

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金調書

都道府県・市町村名

国	歳出予算科目	円
	対外支出	円
	補助率	
地方公共団体	歳入	円
	歳出	円
	種別	円
種別	国庫補助	円
	国庫補助	円

(記載上の注意)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市 町 村 長都道府県知事
市 町 村 長

印

印

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請について

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 子育て支援員研修事業 金 円
- 職員の資質向上・人材確保等研修事業 金 円
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書
(別表1)
- 3 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書(別表2)

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 子育て支援員研修事業 金 円
- 職員の資質向上・人材確保等研修事業 金 円
- 2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書
(別表1)
- 3 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書(別表2)

(添付書類)

(添付書類)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記
すること。)
- (2) その他参考となる資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記
すること。)
- (2) その他参考となる資料

別表1(別紙様式第2関係)

〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費費国庫補助金引渡額調書

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	A	B	C	D	E	F	G	H	合計	
										小計	計
子育て支援員研修事業		円	円	円	円	円	円	円	円	1/2	
職員の資向上・人材確保等研修事業	保育の質の向上のための研修等事業										
	保育士等キャリアアップ研修事業(直接補助事業分)										
	保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)						※1			※2	
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業										
	多様な保育研修事業(直接補助事業分)										
	多様な保育研修事業(間接補助事業分)						※1			※2	
	放課後児童支援員等研修事業										
	ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業										
	助を行う会員研修事業										
	小計										
	合計										

(記載上の注意)

1 E欄には、厚生労働大臣が必要と認められた額を記入すること。
2 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄と比較して、最少ない額を記入すること。
3 G欄にはF欄の同額を記入すること。

4 H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
5 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
6 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表1(別紙様式第2関係)

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費費国庫補助金引渡額調書

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	A	B	C	D	E	F	G	H	合計	
										小計	計
子育て支援員研修事業		円	円	円	円	円	円	円	円	1/2	
職員の資向上・人材確保等研修事業	保育の質の向上のための研修等事業										
	保育士等キャリアアップ研修事業(直接補助事業分)										
	保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)						※1			※2	
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業										
	多様な保育研修事業(直接補助事業分)										
	多様な保育研修事業(間接補助事業分)						※1			※2	
	放課後児童支援員等研修事業										
	ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業										
	小計										
	合計										

(記載上の注意)

1 E欄には、厚生労働大臣が必要と認められた額を記入すること。
2 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄と比較して、最少ない額を記入すること。
3 G欄にはF欄の同額を記入すること。

4 H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
5 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
6 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2(別紙様式第2関係)

9. 放課後児童支援員等研修事業(総括費)
(1)放課後児童支援員認定資格研修事業

- (記載上の注意)
- ①欄は、①欄が「委託」の場合に、その委託先を記入すること。
 - ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
 - ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
 - ④欄は、研修受講(予定)者の実人員数を記載すること。
 - ⑤欄は、7、⑧、⑨欄の額の合計となること。

No (箇所・委託の別)	1	2	3	4	5	合計	
						人	円
研修形態							
委託先							
研修開催場所							
開催回数(予定)	回						
研修受講(予定)者数	人						
研修費	円	円	円	円	円	円	円
対象経費の支出予定額	研修会場費	円	円	円	円	円	円
	研修受講料	円	円	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円	円	円

(都道府県・指定都市名)

別表2(別紙様式第2関係)

9. 放課後児童支援員等研修事業(総括費)
(1)放課後児童支援員認定資格研修事業

- (記載上の注意)
- ①欄は、①欄が「委託」の場合に、その委託先を記入すること。
 - ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
 - ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
 - ④欄は、研修受講(予定)者の実人員数を記載すること。
 - ⑤欄は、7、⑧、⑨欄の額の合計となること。

No (箇所・委託の別)	1	2	3	4	5	合計	
						人	円
研修形態							
委託先							
研修開催場所							
開催回数(予定)	回						
研修受講(予定)者数	人						
研修費	円	円	円	円	円	円	円
対象経費の支出予定額	研修会場費	円	円	円	円	円	円
	研修受講料	円	円	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円	円	円

(都道府県名)

別表2(別紙様式第2関係)

7. フレミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	直営・委託の別	委託先名称	研修開催場所	研修受講 (予定)者数	「活動を安全に行うため の研修」の実施 の有無	計	研修会開催 経費	その他	対象経費の支出予定額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	
1				人		円	円	円	円
2									
3									
4									
合計				人		円	円	円	円

(記載上の注意)

- 1 研修各回毎に個別に記載すること。行が足りない場合、適宜追加して記載すること。
- 2 欄は①欄が委託の場合、委託先名称を記載すること。
- 3 欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 4 欄は、研修受講(予定)者の実人員数を記載すること。
- 5 欄は該当する内容の研修を実施していれば○を記載すること(必須要件ではない)。
- 6 欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。
- 6 欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

別表2(別紙様式第2関係)

7. フレミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業(総括表)

(都道府県名)

No	直営・委託の別	委託先名称	研修開催場所	研修受講 (予定)者数	「活動を安全に行うため の研修」の実施 の有無	計	研修会開催 経費	その他	対象経費の支出予定額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	
1				人		円	円	円	円
2									
3									
4									
合計				人		円	円	円	円

(記載上の注意)

- 1 研修各回毎に個別に記載すること。行が足りない場合、適宜追加して記載すること。
- 2 欄は①欄が委託の場合、委託先名称を記載すること。
- 3 欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 4 欄は、研修受講(予定)者の実人員数を記載すること。
- 5 欄は該当する内容の研修を実施していれば○を記載すること(必須要件ではない)。
- 6 欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。
- 6 欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

別表2 (別紙様式第2関係)

7 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (個票)

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業計画書

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 支出予定額内訳表 (単位:円)

費目	対象経費の支出予定額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(記載上の注意)

1. 本表は、「総括表」の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」の最左欄の通し番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」の欄にそれぞれ一致していること。

別表2 (別紙様式第2関係)

7 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業 (個票)

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業計画書

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 支出予定額内訳表 (単位:円)

費目	対象経費の支出予定額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(記載上の注意)

1. 本表は、「総括表」の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」の最左欄の通し番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」の欄にそれぞれ一致していること。

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

道府県知事 印

道府県知事 印

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請書の提出について

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認
められるので提出する。

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認
められるので提出する。

(添付書類)

(添付書類)

1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村別
内訳表

1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村別
内訳表

2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書
市 外 市町村分

2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書
市 外 市町村分

別紙様式第4

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

東京都知事 印

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので提出する。

(添付書類)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村別
内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書
市 外 市町村分

厚生労働大臣 殿

東京都知事 印

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので提出する。

(添付書類)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村別
内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書
市 外 市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付決定通知書

市町村名

(元号) 年 月 日第 号で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、[(修正の場合)第6条第3項の規定により修正のうえ](元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日 厚生労働省発子 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の区分は、(元号) 年 月 日 第 号申請書の所要額調査に記載のとおりである。

4 この補助金の額の決定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の5に規定する事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行われなければならない。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付決定通知書

市町村名

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、[(修正の場合)第6条第3項の規定により修正のうえ]平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 この補助金の額の決定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この補助金は、交付要綱の5に規定する事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行われなければならない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市町村長都道府県知事
市町村長

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請について

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請について

(元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付決定を受けた標記について、
次のおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付決定を受けた標記について、
次のおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円
子 育 て 支 援 員 研 修 事 業 金 円
職 員 の 資 質 向 上 ・ 人 材 確 保 等 研 修 事 業 金 円

1 国庫補助金交付申請額 金 円
子 育 て 支 援 員 研 修 事 業 金 円
職 員 の 資 質 向 上 ・ 人 材 確 保 等 研 修 事 業 金 円

2 変更を必要とする理由

2 変更を必要とする理由

3 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調査
(別表 1)

3 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調査
(別表 1)

4 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書 (別表 2)

4 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書 (別表 2)

(添付書類)

(添付書類)

(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備
考欄に明記すること。)

(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備
考欄に明記すること。)

(2) その他参考となる資料

(2) その他参考となる資料

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

道府県知事 印

道府県知事 印

〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請書の提出について

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理し、その内容を審査した結果適正
と認められるので提出する。

標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理し、その内容を審査した結果適正
と認められるので提出する。

（添付書類）

（添付書類）

1 〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市
町村別内訳表

1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市町村
別内訳表

2 〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書
市 外 市町村分

2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書
市 外 市町村分

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

東京都知事 印

東京都知事 印

〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請書の提出について平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理したので提出する。

標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理したので提出する。

(添付書類)

(添付書類)

1 〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額
市町村別内訳表1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市町村
別内訳表2 〔元号〕 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書
市 外 市町村分2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書
市 外 市町村分

(元号) 年 月 日

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金
変更交付決定通知書

市町村名

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日 厚生労働省発子 第 号をもって、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業は、(元号) 年 月 日 厚生労働省発子 第 号 厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおりである。

2 この補助金額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引追加(減少)額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の区分は、(元号) 年 月 日 第 号申請書の所要額調査に記載のとおりである。

4 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。

平成 年 月 日

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金
変更交付決定通知書

市町村名

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日 厚生労働省発子 第 号をもって、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日 厚生労働省発子 第 号 厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日 第 号申請書記載のとおりである。

2 この補助金額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引追加(減少)額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、平成 年 月 日とする。

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市町村長
印

都道府県知事
市町村長
印

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
事業実績報告について

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書(別表1)
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書(別表2)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書(別表1)
- 2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書(別表2)

添付書類

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出済額を備考欄に
明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

- (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出済額を備考欄に
明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

別表2(別紙様式第10関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業(総括表)
 (1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

No	1	2	3	4	5	合計	記載上の注意	
							①	②
研修形態 (直営・委託の別)							①	②
委託先							③	④
研修開催場所							⑤	⑥
開催回数	回	回	回	回	回	回	⑦	⑧
研修受講者数	人	人	人	人	人	人	⑨	⑩
研修費用の支出額	円	円	円	円	円	円	⑪	⑫
対象経費の支出額	研修会場費	円	円	円	円	円	⑬	⑭
	研修教材費	円	円	円	円	円	⑮	⑯
	その他	円	円	円	円	円	⑰	⑱

(都道府県・指定都市名)

- ①欄は、①欄が「委託」の場合に、その委託先を記入すること。
- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、⑦、⑧、⑨欄の額の合計となること。

6. 放課後児童支援員等研修事業(総括表)
 (1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

別表2(別紙様式第10関係)

No	1	2	3	4	5	合計	記載上の注意	
							①	②
研修形態 (直営・委託の別)							①	②
委託先							③	④
研修開催場所							⑤	⑥
開催回数	回	回	回	回	回	回	⑦	⑧
研修受講者数	人	人	人	人	人	人	⑨	⑩
研修費用の支出額	円	円	円	円	円	円	⑪	⑫
対象経費の支出額	研修会場費	円	円	円	円	円	⑬	⑭
	研修教材費	円	円	円	円	円	⑮	⑯
	その他	円	円	円	円	円	⑰	⑱

(都道府県名)

- ①欄は、①欄が「委託」の場合に、その委託先を記入すること。
- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、⑦、⑧、⑨欄の額の合計となること。

7. フレミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	① 直営・委託の別	② 委託先名称	③ 研修開催場所	④ 研修 講座 名	⑤ 「活動を安全に行うため の研修」の実施 の有無	⑥ 計	⑦ 研修会開催 経費	⑧ その他
1				人		円	円	円
2								
3								
4								
合計				人		円	円	円

(記載上の注意)

- 1 研修を回毎に個別に記載すること。行が足りない場合、適宜追加して記載すること。
- 2 欄は①欄が委託の場合、委託先名称を記載すること。
- 3 欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 4 欄は、研修受講者の実人数を記載すること。
- 5 欄は該当する内容の研修を実施していれば○を記載すること(必須条件ではない)。
- 6 欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。
- ⑧欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

7. フレミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業(総括表)

(都道府県名)

No	① 直営・委託の別	② 委託先名称	③ 研修開催場所	④ 研修 講座 名	⑤ 「活動を安全に行うため の研修」の実施 の有無	⑥ 計	⑦ 研修会開催 経費	⑧ その他
1				人		円	円	円
2								
3								
4								
合計				人		円	円	円

(記載上の注意)

- 1 研修を回毎に個別に記載すること。行が足りない場合、適宜追加して記載すること。
- 2 欄は①欄が委託の場合、委託先名称を記載すること。
- 3 欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 4 欄は、研修受講者の実人数を記載すること。
- 5 欄は該当する内容の研修を実施していれば○を記載すること(必須条件ではない)。
- 6 欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。
- ⑧欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

別表2 (別紙様式第10関係)

7 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (個票)

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実績報告書

- (1) No. _____
- (2) 委託先名称 _____
- (3) 研修開催場所 _____

(4) 実支出額内訳表 (単位:円)

費目	対象経費の実支出額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(記載上の注意)

1. 本表は、「総括表」の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」の最左欄の通し番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」の欄、欄にそれぞれ一致していること。

別表2 (別紙様式第10関係)

7 ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業 (個票)

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実績報告書

- (1) No. _____
- (2) 委託先名称 _____
- (3) 研修開催場所 _____

(4) 実支出額内訳表 (単位:円)

費目	対象経費の実支出額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(記載上の注意)

1. 本表は、「総括表」の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」の最左欄の通し番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」の欄、欄にそれぞれ一致していること。

番 (元号) 年 月 日 号

別紙様式第11

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

道府県知事 印

道府県知事 印

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
事業実績報告書の提出について

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号により交付決定された平成 年度子
ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のとおり市町村の事
業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号により交付決定された(元号)
年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のとおり市町村
の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付書類)

(添付書類)

1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町村
別内訳表

1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町村
別内訳表

2 平成 _____ 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書
市 外 市町村分

2 (元号) _____ 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書
市 外 市町村分

番 号
(元号) 年 月 日

別紙様式第12

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

東京都知事 印

東京都知事 印

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
事業実績報告書の提出について

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号により交付決定された平成 年度子ど
も・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のとおり市町村の事業実
績報告書を受理したので提出する。

(元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号により交付決定された(元号)
年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のとおり
市町村の事業実績報告書を受理したので提出する。

(添付書類)

(添付書類)

1 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町村別
内訳表

1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額
市町村別内訳表

2 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書
市 外 市町村分

2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報
告書
市 外 市町村分

別紙様式第 1 3 番 号

平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付額確定通知書

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付額確定通知書

市 町 村 名

市 町 村 名

平成 年 月 日厚生労働省発子第 号をもって交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき平成 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって、交付額を金 円に確定されたので通知する。

(元号) 年 月 日厚生労働省発子第 号をもって交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、(元号) 年 月 日第 号事業実績報告に基づき(元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって、交付額を金 円に確定されたので通知する。

(なお確定の結果、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 日までに返還するよう命ぜられたので併せて通知する。)

(なお確定の結果、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 日までに返還するよう命ぜられたので併せて通知する。)

平成 年 月 日

(元号) 年 月 日

都道府県知事 印

都道府県知事 印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市町村長 印都道府県知事
市町村長 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度子ども・子育て支援
体制整備総合推進事業費国庫補助金ついて、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国
庫補助金交付要綱5(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度子ども・子育て
支援体制整備総合推進事業費国庫補助金ついて、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国
庫補助金交付要綱5(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条
に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条
に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額
(要国庫補助金等返還相当額)

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

「子育て支援員研修事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>雇用発 0521 第 18 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇用発 0704 第 5 号 平成 28 年 7 月 4 日 第二次改正 雇用発 0330 第 7 号 平成 29 年 3 月 30 日 第三次改正 雇用発 第 号 平成 年 月 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て支援員研修事業の実施について</p> <p>標記の件について、今般、別紙のとおり「子育て支援員研修事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>雇用発 0521 第 18 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇用発 0704 第 5 号 平成 28 年 7 月 4 日 第二次改正 雇用発 0330 第 7 号 平成 29 年 3 月 30 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て支援員研修事業の実施について</p> <p>標記の件について、今般、別紙のとおり「子育て支援員研修事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

子育て支援員研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的 (略)

2. 子育て支援員

子育て支援員とは、本要綱に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日府令第370号・雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の2に定める企業主導型保育助成事業をいう。以下同じ。）の実施主体（以下「都道府県等」という。）により実施される5の（3）で定める基本研修及び専門研修（5の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか1つ。ただし、企業主導型保育助成事業の実施主体が行うものについては4の（12）を対象とした「地域保育コース」のうちの「地域型保育」に限る。）（以下「子育て支援員研修」という。）の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

3～14 (略)

子育て支援員研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的 (略)

2. 子育て支援員

子育て支援員とは、本要綱に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成28年5月2日府令第305号・雇児発0502第1号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の2に定める企業主導型保育助成事業をいう。以下同じ。）の実施主体（以下「都道府県等」という。）により実施される5の（3）で定める基本研修及び専門研修（5の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか1つ。ただし、企業主導型保育助成事業の実施主体が行うものについては4の（12）を対象とした「地域保育コース」のうちの「地域型保育」に限る。）（以下「子育て支援員研修」という。）の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

3～14 (略)

(別紙様式例1)

第 号

子育て支援員研修(基本研修)
修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修(基本研修)を
修了したことを証します。

(元号) 年 月 日

知事・長

(別紙様式例1)

第 号

子育て支援員研修(基本研修)
修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修(基本研修)を
修了したことを証します。

平成 年 月 日

知事・長

(別紙様式例2)

第 号

子育て支援員研修(基本研修)
修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修(基本研修)を
修了したことを証します。

〔元号〕 年 月 日

(指定された事業者名)
代表

(別紙様式例2)

第 号

子育て支援員研修(基本研修)
修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修(基本研修)を
修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)
代表

(別紙様式例3)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

（元号） 年 月 日

知事・長

(別紙様式例3)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

平成 年 月 日

知事・長

(別紙様式例4)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

〔元号〕 年 月 日

(指定された事業者名)
代表

(別紙様式例4)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

平成 年 月 日

(指定された事業者名)
代表

(別紙様式例5)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名
一部修了科目名

（元号） 年 月 日

知事・長

(別紙様式例5)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名
一部修了科目名

平成 年 月 日

知事・長

(別紙様式例6)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名
一部修了科目名

平成 年 月 日

(指定された事業者名)
代表

(別添1)～(別表4) (略)

(別紙様式例6)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名
一部修了科目名

(元号) 年 月 日

(指定された事業者名)
代表

(別添1)～(別表4) (略)

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>雇児発 0521 第 19 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇児発 0912 第 1 号 平成 28 年 9 月 12 日 第二次改正 雇児発 0403 第 30 号 平成 29 年 4 月 3 日 第三次改正 子 発 0730 第 2 号 平成 30 年 7 月 30 日 第四次改正 子 発 第 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとして、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>1 事業の種類 （1）保育の質の向上のための研修等事業 （2）保育士等キャリアアップ研修事業 （3）新規卒業者の確保、就業継続支援事業 （4）多様な保育研修事業 （5）放課後児童支援員等研修事業 （6）ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>雇児発 0521 第 19 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇児発 0912 第 1 号 平成 28 年 9 月 12 日 第二次改正 雇児発 0403 第 30 号 平成 29 年 4 月 3 日 第三次改正 子 発 0730 第 2 号 平成 30 年 7 月 30 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとして、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>1 事業の種類 （1）保育の質の向上のための研修等事業 （2）保育士等キャリアアップ研修事業 （3）新規卒業者の確保、就業継続支援事業 （4）多様な保育研修事業 （5）放課後児童支援員等研修事業 （6）ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業</p>
<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>雇児発 0521 第 19 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇児発 0912 第 1 号 平成 28 年 9 月 12 日 第二次改正 雇児発 0403 第 30 号 平成 29 年 4 月 3 日 第三次改正 子 発 0730 第 2 号 平成 30 年 7 月 30 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとして、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>1 事業の種類 （1）保育の質の向上のための研修等事業 （2）保育士等キャリアアップ研修事業 （3）新規卒業者の確保、就業継続支援事業 （4）多様な保育研修事業 （5）放課後児童支援員等研修事業 （6）ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>雇児発 0521 第 19 号 平成 27 年 5 月 21 日 第一次改正 雇児発 0912 第 1 号 平成 28 年 9 月 12 日 第二次改正 雇児発 0403 第 30 号 平成 29 年 4 月 3 日 第三次改正 子 発 0730 第 2 号 平成 30 年 7 月 30 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとして、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>1 事業の種類 （1）保育の質の向上のための研修等事業 （2）保育士等キャリアアップ研修事業 （3）新規卒業者の確保、就業継続支援事業 （4）多様な保育研修事業 （5）放課後児童支援員等研修事業 （6）ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業</p>

<p>2 事業の実施 事業の実施に当たっては、次によること。 (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱(別添1) (2) 保育士等キャリアアップ研修事業(別添2) (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱(別添3) (4) 多様な保育研修事業(別添4) (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱(別添5) (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う<u>会員</u>研修事業実施要綱(別添6)</p> <p>別添1～別添3 (略)</p> <p>別添4 1～13 (略)</p>	<p>2 事業の実施 事業の実施に当たっては、次によること。 (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱(別添1) (2) 保育士等キャリアアップ研修事業(別添2) (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱(別添3) (4) 多様な保育研修事業(別添4) (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱(別添5) (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実施要綱(別添6)</p> <p>別添1～別添3 (略)</p> <p>別添4 1～13 (略)</p>
---	--

(別紙様式例1)

第 号

修了証書

氏名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇〇研修を修了したことを証します。

(元号) 年 月 日

知事・長

(別紙様式例1)

第 号

修了証書

氏名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇〇研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

知事・長

(別紙様式例2)

第 号

修了証書

氏名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇〇研修を修了したことを証します。

(元号) 年 月 日

(指定された事業者名)
代 表

(別紙様式例2)

第 号

修了証書

氏名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇〇研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)
代 表

(別紙様式例3)

第 号

〇〇〇研修一部科目修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名

（元号） 年 月 日

知事・長

(別紙様式例3)

第 号

〇〇〇研修一部科目修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名

平成 年 月 日

知事・長

(別紙様式例4)

(別紙様式例4)

第 号

第 号

〇〇〇研修一部科目修了証書

〇〇〇研修一部科目修了証書

氏 名
生年月日

氏 名
生年月日

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修の一部の科目を修了したことを証します。

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める〇〇〇研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名

一部修了科目名

平成 年 月 日

(元号) 年 月 日

(指定された事業者名)
代 表

(指定された事業者名)
代 表

(別添1)～(別表4) (略)

(別添1)～(別表4) (略)

放課後児童支援員等研修事業実施要綱

放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）

- 1 趣旨・目的
 本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事又は指定都市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために実施するものである。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。
- 2 実施主体
 認定資格研修の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下、「都道府県等」という。）とする。
 ただし、都道府県は、認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。また、指定都市は、認定資格研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の一部を委託することができる。
- 3 実施内容
 (1) (略)
 (2) 定員
 1 回の認定資格研修の定員は、おおむね 100 名程度までとする。
 ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね 100 名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。
- (3) 研修項目・科目及び研修時間数（24 時間）等
 研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。
 また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。
 特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
- (4) 研修期間等
 1 回の認定資格研修については、原則として 2 ～ 3 か月以内で実施するものとする。
 ただし、都道府県等の実情に応じて 2 期に分けて実施するなど 6 か月の範囲内で実施しても

放課後児童支援員等研修事業実施要綱

放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）

- 1 趣旨・目的
 本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために実施するものである。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。
- 2 実施主体
 認定資格研修の実施主体は、都道府県とする。
 ただし、都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村(特別区を含む。以下同じ。)、民間団体等に事業の一部を委託することができる。
- 3 実施内容
 (1) (略)
 (2) 定員
 1 回の認定資格研修の定員は、おおむね 100 名程度までとする。
 ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね 100 名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。
- (3) 研修項目・科目及び研修時間数（24 時間）等
 研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。
 また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。
 特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
- (4) 研修期間等
 1 回の認定資格研修については、原則として 2 ～ 3 か月以内で実施するものとする。
 ただし、都道府県の実情に応じて 2 期に分けて実施するなど 6 か月の範囲内で実施しても差し

<p>差し支えない。</p> <p>また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいう適宜工夫するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 科目の一部免除</p> <p>都道府県等は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。</p> <p>ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者</p> <p>別紙の「2- 子どもの発達理解」、「2- 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」、「2- 障害のある子どもの理解」、「2- 特に配慮を必要とする子どもの理解」</p> <p>イ 基準第10条第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者</p> <p>別紙の「2- 障害のある子どもの理解」、「2- 特に配慮を必要とする子どもの理解」</p> <p>ウ 基準第10条第4号に規定する教諭となる資格を有する者</p> <p>別紙の「2- 子どもの発達理解」、「2- 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」</p> <p>(7) 既修了科目の取扱い</p> <p>受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)を発行することができるものとする。</p> <p>(8) 修了評価</p> <p>認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。</p> <p>なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われれること、研修講師の評価などを記載してもらったことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。</p> <p>4 実施手続</p> <p>(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認</p> <p>ア 受講の申込み及び受講資格の確認</p> <p>都道府県等は、<u>受講希望者が受講の申込みをするに当たり、受講希望者が希望する認定資格研修の実施主体である都道府県等に受講申込書を提出させるものとする。</u></p> <p><u>ただし、都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。</u>その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。なお、受講者が5の(4)ア~</p>	<p>支えない。</p> <p>また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいう適宜工夫するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 科目の一部免除</p> <p>都道府県は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。</p> <p>ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者</p> <p>別紙の「2- 子どもの発達理解」、「2- 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」、「2- 障害のある子どもの理解」、「2- 特に配慮を必要とする子どもの理解」</p> <p>イ 基準第10条第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者</p> <p>別紙の「2- 障害のある子どもの理解」、「2- 特に配慮を必要とする子どもの理解」</p> <p>ウ 基準第10条第4号に規定する教諭となる資格を有する者</p> <p>別紙の「2- 子どもの発達理解」、「2- 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」</p> <p>(7) 既修了科目の取扱い</p> <p>受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)を発行することができるものとする。</p> <p>(8) 修了評価</p> <p>認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。</p> <p>なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われれること、研修講師の評価などを記載してもらったことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。</p> <p>4 実施手続</p> <p>(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認</p> <p>ア 受講の申込み及び受講資格の確認</p> <p>都道府県は、<u>受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。</u>その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。</p>
--	--

工のいずれかに該当する者であると認められる場合、都道府県等は関係する市町村と協議のうえ、受講の適否を検討すること。

イ 受講者本人の確認

都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

なお、及び の確認を行う際に、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕(様式第2号)を都道府県知事名又は指定都市市長名で交付するものとする。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

指定都市は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「市放課後児童支援員認定者名簿」を作成し、所在の都道府県に速やかに報告するものとする。報告を受けた都道府県は、上記の「都道府県放課後児童支援員認定者名簿」に指定都市から報告された「市放課後児童支援員認定者名簿」の内容を反映させ、指定都市が「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者も含めて管理するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。また、指定都市においては、変更内容等を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。

(4) 認定の取消

都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。また、指定都市においては、当該者を認定者名簿

イ 受講者本人の確認

都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

なお、及び の確認を行う際に、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕(様式第2号)を都道府県知事名で交付するものとする。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

<p>から削除した場合には、その旨を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。</p> <p>ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</p> <p>6 留意事項 （1）都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めること。特に、指定都市が所在する都道府県においては、<u>都道府県と指定都市の間で研修実施について十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないよう、地域の実情に応じた適切な対応をすること。</u> （2）都道府県等又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 費用の補助 国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</p> <p>6 留意事項 （1）都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めるものとする。 （2）都道府県又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 費用の補助 国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
--	--

(様式第 1 号：用紙規格は日本工業規格 A 4 縦型)

第 号
放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証
氏 名
年 月 日生
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働 省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了 したことを証明する。
研修科目名：
年 月 日
都道府県知事名又は指定都市市長名

(様式第 1 号：用紙規格は日本工業規格 A 4 縦型)

第 号
放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証
氏 名
年 月 日生
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働 省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了 したことを証明する。
研修科目名：
年 月 日
都道府県知事名

(様式第2号一 : 用紙規格は日本工業規格 A 4 縦型)

第 号
放課後児童支援員認定資格研修修了証
氏 名
年 月 日生
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働 省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。
年 月 日
都道府県知事名又は指定都市市長名

(様式第2号一 : 用紙規格は日本工業規格 A 4 縦型)

第 号
放課後児童支援員認定資格研修修了証
氏 名
年 月 日生
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働 省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。
年 月 日
都道府県知事名

(様式第2号一)

第 号
放課後児童支援員認定資格研修了証 (携帯用)
氏名
年月日生
放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準(平成26年厚生労働 省令第63号)第10条第3項に規定す る研修を修了したことを証明する。
年月日
都道府県知事名又は指定都市市長名

(様式第2号一)

第 号
放課後児童支援員認定資格研修了証 (携帯用)
氏名
年月日生
放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準(平成26年厚生労働 省令第63号)第10条第3項に規定す る研修を修了したことを証明する。
年月日
都道府県知事名

別紙

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の
項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数（16科目 24時間 90分×16）】

1～6（略）

別紙

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の
項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数（16科目 24時間 90分×16）】

1～6（略）

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1- 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修カイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	放課後児童健全育成事業の目的及び役割 ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 放課後児童クラブ運営指針の内容 ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	ア 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員
備考	

科目名 1 - ~ (略)

項目名 2 ~ 6 (略)

~ (略)

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1- 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修カイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	放課後児童健全育成事業の目的及び役割 ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 放課後児童クラブ運営指針の内容 ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	ア 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員
備考	

科目名 1 - ~ (略)

項目名 2 ~ 6 (略)

~ (略)

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱

- 1 目的

子ども子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき事業として実施されるファミリー・サポート・センター事業については、近年、問題を抱えた親や障害児、ひとり親家庭などの困難ケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきているところである。

このため、現在、ファミリー・サポート・センターにおいて、アドバイザーの業務を行う者、又は預かり・送迎の援助を行う会員に対して研修を実施することによって資質の向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資することを目的とする。
- 2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。なお、都道府県又は市町村は、ファミリー・サポート・センター事業の内容を熟知し、4に掲げる「研修の実施方法及び内容」に即して研修を適切に行うことができる者と認められる者(以下「委託研修事業者」という。)に対して、事業を委託できるものとする。
- 3 対象者

(1)平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 17 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(以下「事業実施要綱」という。)の 3(1) のアに定めるファミリー・サポート・センターのアドバイザー。

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項に規定する援助を行うことを希望する者

- 4 研修の実施方法及び内容
 - (1) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、各都道府県・市町村又は委託研修事業者が、地域の实情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

また、アドバイザー及び援助を行う会員の資質の向上を図る観点から、適切な時期・回数の実施に努めること。
 - (2) 講師

ファミリー・サポート・センター事業を円滑に実施するために必要な知識や技術について、アドバイザー及び援助を行う会員に伝えるノウハウ等があると認められる者であること。
 - (3) 研修内容

アドバイザーへの研修

研修内容については、地域の实情に応じ、現在、課題となっている事項への対応等が学べる内容とすること。

なお、必要に応じ、講義だけでなく、演習的な内容を加えることが望ましい。

(以下のア～ウに代表的な研修内容について例示するので、内容を検討する際の参考とされたい。ただし、下記の内容については、実情に応じ、当該年度において、可能な限り 1 回実施するよう努めるものとする。)

ア(例 1)ファミリー・サポート・センターの現状把握のための研修

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実施要綱

- 1 目的

子ども子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき事業として実施されるファミリー・サポート・センター事業については、近年、問題を抱えた親や障害児、ひとり親家庭などの困難ケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきているところである。

このため、現在、ファミリー・サポート・センターにおいて、アドバイザーの業務を行っている者に対して研修を実施することによって資質の向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資することを目的とする。
- 2 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とする。なお、都道府県・指定都市は、ファミリー・サポート・センター事業の内容を熟知し、4に掲げる「研修の実施方法及び内容」に即して研修を適切に行うことができる者と認められる者(以下「委託研修事業者」という。)に対して、事業を委託できるものとする。
- 3 対象者

平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 17 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」の 3(1) のアに定めるファミリー・サポート・センターのアドバイザー。

- 4 研修の実施方法及び内容
 - (1) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、各都道府県・指定都市又は委託研修事業者が、地域の实情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

また、アドバイザーの資質の向上を図る観点から、適切な時期・回数の実施に努めること。
 - (2) 講師

ファミリー・サポート・センター事業を円滑に実施するために必要な知識や技術について、アドバイザーに伝えるノウハウ等があると認められる者であること。
 - (3) 研修内容

研修内容については、地域の实情に応じ、現在、課題となっている事項への対応等が学べる内容とすること。

なお、必要に応じ、講義だけでなく、演習的な内容を加えることが望ましい。

(以下の__～__に代表的な研修内容について例示するので、内容を検討する際の参考とされたい。ただし、下記の__の内容については、実情に応じ、当該年度において、可能な限り 1 回実施するよう努めるものとする。)

__(例 1)ファミリー・サポート・センターの現状把握のための研修

<p>(内容：ファミリー・サポート・センターの現況や課題についての情報交換、国の施策や子育て支援の現状に係る情報提供等)</p> <p>イ(例2)ファミリー・サポート・センターの活動を安全に行うための研修</p> <p>(内容：リスクマネジメント、活動中の事故防止策、緊急時の対応、ヒヤリ・ハット事例の検証、補償保険のしくみ等)</p> <p>ウ(例3)ファミリー・サポート・センターの会員との関わり方に関する研修</p> <p>(内容：コミュニケーションスキルアップ研修、問題のある家庭との関わり方等)</p> <p>援助を行う会員への研修</p> <p>援助を行う会員の資質の向上を図るために必要な知識及び技能の習得、又は課題や事例の共有等を実施する。ただし、事業実施要綱の3(1)のケに定める援助を行う会員への講習の経費について、子ども・子育て支援交付金の子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の運営費として交付申請を行う場合は、補助の対象としない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1)都道府県・市町村又は委託研修事業者は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分連携し、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(2)都道府県・市町村又は委託研修事業者は、事業実施上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。</p> <p>7 費用の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において、都道府県又は市町村が事業のために支出した経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。</p>	<p>(内容：ファミリー・サポート・センターの現況や課題についての情報交換、国の施策や子育て支援の現状に係る情報提供等)</p> <p>イ(例2)ファミリー・サポート・センターの活動を安全に行うための研修</p> <p>(内容：リスクマネジメント、活動中の事故防止策、緊急時の対応、ヒヤリ・ハット事例の検証、補償保険のしくみ等)</p> <p>ウ(例3)ファミリー・サポート・センターの会員との関わり方に関する研修</p> <p>(内容：コミュニケーションスキルアップ研修、問題のある家庭との関わり方等)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1)都道府県・指定都市又は委託研修事業者は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分連携し、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(2)都道府県・指定都市又は委託研修事業者は、事業実施上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。</p> <p>7 費用の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において、都道府県・指定都市が事業のために支出した経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。</p>
---	--

